

平成22年度介護従事者処遇状況等調査 (案)

(訪問介護事業所票)

平成22年7月調査

右のラベルの5つの項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区×××町2丁目1-1
経営主体	社会福祉法人
地域区分	特別区

ID	1234567890
パスワード	54321

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号 : _____ ()
- (2) FAX番号 : _____ ()
- (3) Eメールアドレス : _____ @ _____
- (4) 回答担当者 : 氏名 _____ (役職 : _____)
- (5) 活動の状況 (平成22年7月1日時点)

(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中 2. 休止 3. 廃止

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

(平成22年7月31日までに投函をお願いします)

訪問介護における給与等の状況についておうかがいします

問1. 給与等の引き上げ状況について

(1) 平成21年4月1日～平成21年9月30日の間の訪問介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げた
- 2 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げていない

(2) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の訪問介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 給与等を引き上げた
- 2 給与等の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げる予定
- 3 給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし → (「3」を選択した場合は、問1(8)へお進みください)
- 4 その他(具体的に:)

【問1(2)で「1」または「2」と答えた方におうかがいします】

(3) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の訪問介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の状況について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げた(予定)
- 2 定期昇給(毎年一定の時期に事業所の昇給制度に従って行われる昇給)を実施(予定)
- 3 各種手当の引き上げまたは新設(予定)
- 4 賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)
- 5 その他(具体的に:)

(4) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の訪問介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の理由について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 2 介護職員処遇改善交付金を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 3 平成21年度介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金に関わらず給与等を引き上げた(予定)
- 4 その他(具体的に:)

(5) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の対象者について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 事業所の職員全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 2 訪問介護における介護従事者全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 3 何らかの要件に該当した訪問介護における介護従事者のみ、給与等を引き上げ(予定)
- 4 給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定

【問1(5)で「4」と答えた方におうかがいします】

(6) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の要件について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 勤続年数を要件として引き上げ
- 2 経験年数を要件として引き上げ
- 3 資格の保有を要件として引き上げ
- 4 サービス提供責任者を要件として引き上げ
- 5 勤務形態(常勤・非常勤)を要件として引き上げ
- 6 雇用形態(正規・非正規)を要件として引き上げ
- 7 勤務時間を要件として引き上げ
- 8 人事評価に基づいて引き上げ
- 9 その他(具体的に:)

【問1(3)で「3」と答えた方におうかがいします】

(7) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについて、該当する番号に○をつけてください。1年以内に各種手当を引き上げまたは新設する予定の場合も、本問についてお答えください。なお、引き上げまたは新設を行っていない場合は、10に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 時間外手当 (早朝・深夜・休日手当等) | 6 資格手当 |
| 2 家族 (扶養) 手当 | 7 研修手当 |
| 3 通勤手当・交通費 | 8 処遇改善手当 |
| 4 移動手当 | 9 その他 (具体的な名称: _____) |
| 5 職務手当 (役付手当等) | 10 引き上げまたは新設なし |

【問1(2)で「3」と答えた方におうかがいします】

(8) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)を行わなかった理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
- 2 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
- 3 平成21年9月末までに給与等を引き上げているため
- 4 経営が安定しないため
- 5 増収分を借入金の返済にあてたため
- 6 介護報酬の収入が減少したため
- 7 支出が収入を上回ったため
- 8 その他 (具体的に: _____)

訪問介護における介護職員処遇改善交付金についておうかがいします

問2. 介護職員処遇改善交付金について

(1) 訪問介護における介護職員処遇改善交付金の申請状況について、該当する番号に○をつけてください。

	平成21年度	平成22年度
1 申請している (申請予定、申請中を含む)	1	1
2 申請していない	2	2

【問2(1)で「1」と答えた方におうかがいします】

(2) 介護職員処遇改善交付金については、基本給、手当、一時金のいずれを引き上げることで対応しているか、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

	平成21年度	平成22年度
1 交付金は給与表 (賃金表等) を改定して賃金水準を引き上げることで対応 (予定)	1	1
2 交付金は定期昇給を実施することで対応 (予定)	2	2
3 交付金は毎月支給される手当として対応 (予定)	3	3
4 交付金は、一時金として対応 (予定)	4	4
→ 一時金として対応している場合、一時金の支給時期を記載して下さい。	月	月

(3) 訪問介護における介護報酬総額(平成22年6月分)及び交付金の支給対象となる介護職員数(常勤換算数)(平成22年6月)をお答え下さい。

	平成22年6月										
訪問介護における介護報酬総額											円
介護職員数 (常勤換算数)											人

【問2(1)で平成21年度もしくは平成22年度欄において「2」と答えた方におうかがいします】

(4) 介護職員処遇改善交付金の申請を行わない理由について該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | | | | |
|-----------------|--------|--------|----------------------|--------|--------|
| 1 対象の制約のため困難 | 平成21年度 | 平成22年度 | 6 非常勤職員等の処遇上の問題 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 2 事務作業が煩雑 | 1 | 1 | 7 賃金改善の必要性がない | 6 | 6 |
| 3 平成24年以降の取扱が不明 | 2 | 2 | 8 支給要件を達成できない | 7 | 7 |
| 4 追加費用負担の発生 | 3 | 3 | 9 その他 (具体的に: _____) | 8 | 8 |
| 5 キャリアパス要件が不明 | 4 | 4 | 10 その他 (具体的に: _____) | | |
| | 5 | 5 | | | |

訪問介護における給与等の引き上げ以外の処遇改善状況についておうかがいします

問3. 訪問介護の介護従事者に対する給与等の引き上げ以外の処遇に関して、平成21年10月～平成22年6月までに実施した対応状況についておうかがいします。下表(A)～(O)の項目ごとに、該当する1～5の欄を1つだけ○をつけてください。

1 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回更に充実した（今後実施する予定を含む））	2 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回更に充実した（今後実施する予定を含む））	3 従来、実施していなかったが、今回新たに実施した（今後実施する予定を含む）	4 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回内容を変更していない）	5 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回内容を変更していない）	6 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定	7 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
---	---	---	--	--	--------------------------------	---------------------------------

(注)

従来・・・平成21年9月30日以前

今回・・・平成21年10月1日～平成22年6月30日

今後・・・1年間を目途

■ 処遇全般							
(A) 職員（事務職員等を含む）の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6	7
(B) 夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等の労働条件の改善	1	2	3	4	5	6	7
(C) 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	1	2	3	4	5	6	7
(D) 昇給または昇進・昇格要件の明確化	1	2	3	4	5	6	7
(E) 非正規職員から正規職員への転換機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(F) 賃金体系等の人事制度の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他処遇全般について(具体的に記載してください)							
■ 教育・研修							
(G) 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	1	2	3	4	5	6	7
(H) 資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担（一部を含む）	1	2	3	4	5	6	7
(I) 部下指導を管理職等の役割として明確化	1	2	3	4	5	6	7
(J) 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	1	2	3	4	5	6	7
その他教育・研修について(具体的に記載してください)							
■ 職場環境							
(K) 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	1	2	3	4	5	6	7
(L) 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(M) 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	1	2	3	4	5	6	7
(N) 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	1	2	3	4	5	6	7
(O) 事故やトラブルへの対応体制の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他職場環境について(具体的に記載してください)							

併設しているサービスについておうかがいします

問4. 併設サービス等の状況について

(1) 平成22年6月30日時点において、同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスについて

該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|--------------------|------------------------|---------------------|
| 01 介護老人福祉施設 | 08 通所介護 (※) | 15 小規模多機能型居宅介護 (※) |
| 02 介護老人保健施設 | 09 通所リハビリテーション (※) | 16 夜間対応型訪問介護 |
| 03 介護療養型医療施設 | 10 短期入所生活介護 (※) | 17 認知症対応型通所介護 (※) |
| 04 訪問介護 (※) | 11 短期入所療養介護 (※) | 18 認知症対応型共同生活介護 (※) |
| 05 訪問入浴介護 (※) | 12 特定施設入居者生活介護 (※) | 19 地域密着型特定施設 |
| 06 訪問看護 (※) | 13 居宅介護支援 | 20 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 07 訪問リハビリテーション (※) | 14 介護予防支援 (地域包括支援センター) | (※) は、介護予防を含む |

(2) 訪問介護および上記の質問で○をつけたサービスのうち、平成22年6月サービス分において、最も介護収入が多いサービスを番号でお答えください。

上記(1)の「01」～「20」の中で最も収入の多い番号

(3) 訪問介護の介護収入は、上記(1)で○をつけたもののうち約何割程度か、お答えください。

平成22年6月の介護収入割合 約 割程度

訪問介護における収支の状況についておうかがいします

問5. 訪問介護における、収支状況が平成21年6月と比べてどの様に変化したか、該当する番号に○をつけてください。

- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度増加した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度増加した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)は、ほぼ変わらない
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度減少した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度減少した
- その他(具体的に:)

訪問介護における加算の算定状況及び利用者の状況についておうかがいします

問6. 訪問介護において、以下の加算を算定している場合、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

加算項目	平成21年6月	平成22年6月
1 特定事業所加算 (I)	1	1
2 特定事業所加算 (II)	2	2
3 特定事業所加算 (III)	3	3
4 中山間地域等における小規模事業所加算	4	4

問7 訪問介護における、平成21年6月および平成22年6月の延べ訪問回数(国保連請求額の基になっている回数)をお答えください。

平成21年6月(1か月)の延べ訪問回数 回
 平成22年6月(1か月)の延べ訪問回数 回

訪問介護における介護職員数及び採用・離職の状況についておうかがいします

問8. 訪問介護における職員数及び採用・離職の状況

(1) 訪問介護における、平成22年6月30日時点における訪問介護員数(派遣職員を含む)をお答えください。

	実人数	
	常勤	非常勤
訪問介護員	人	人

(2) 訪問介護における、1年間(平成21年7月1日～平成22年6月30日まで)の採用者数及び離職者数についてお答えください。

	採用者数(実人数)		離職者数(実人数)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
訪問介護員	人	人	人	人

担当サービス に訪問介護をつけてくださる担当者サービス	決まって支給する給与								一時金 (賞与・その他の臨時支給分)						
	基本給(「月額(年俸)」、「日額」、「時給」のうち、 該当欄にその数値をお書きください。)			手当					日 4月1日から9月30 まで支給された支 給する予定の一時金(賞 与・その他の臨時支給 分の合計額)を記入して ください。						
1 身体介護	2 生活援助	2 身体介護及び生活援 助	賃金の支払が 月給の者 (1か月あたり) (年俸の方は、12で割った 額を記入してください)	賃金の支払が 日給の者 (1日あたり)	賃金の支払が 時給の者 (1時間あたり)	6 月分として支 給した手当を記 入してください。	該当する番号に ○をつけてください			* 一時金(賞与・その他の 臨時支給分)がない場合は、 0(ゼロ)を記入してください。					
			6 月時点で 記入して ください。	6 月時点で 記入して ください。	6 月時点で 記入して ください。	右(1~8)の 手当の合計額	1 深夜・外 出手当等	2 家族(扶 養)手当	3 通勤手 当・交通 費		4 移動手 当	5 職務手 当(役付 手当)	6 資格手 当	7 研修手 当	8 処遇改 善手当

記入例	①	2	3		円		円	10000	円	100000	円	1	2	③	4	5	6	7	8	9									0	円												
	1	2	③	1	9	0	0	0	0	円		円	4	0	0	0	0	円	①	2	③	4	5	6	7	8	9				4	8	0	0	0	0	円					
(1)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(2)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(3)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(4)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(5)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(6)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(7)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(8)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(9)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
(10)	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	7																						
	1	2	3		円		円		円		円	1	2	3	4	5	6	7	8	7																						

平成22年度介護従事者処遇状況等調査 (案)

(通所介護事業所票)

平成22年7月調査

右のラベルの5つの項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区×××町2丁目1-1
経営主体	社会福祉法人
地域区分	特別区

ID	1234567890
パスワード	54321

お手順をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号 : _____ ()
- (2) FAX番号 : _____ ()
- (3) Eメールアドレス : _____ @ _____
- (4) 回答担当者 : ご氏名 _____ (役職 : _____)
- (5) 活動の状況 (平成22年7月1日時点)

(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中 2. 休止 3. 廃止

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

(平成22年7月31日までに投函をお願いします)

通所介護における給与等の状況についておうかがいします

問1. 給与等の引き上げ状況について

(1) 平成21年4月1日～平成21年9月30日の間の通所介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げた
- 2 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げていない

(2) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の通所介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 給与等を引き上げた
- 2 給与等の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げる予定
- 3 給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし (「3」を選択した場合は、問1(8)へお進みください)
- 4 その他(具体的に:)

【問1(2)で「1」または「2」と答えた方におうかがいします】

(3) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の通所介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の状況について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げた(予定)
- 2 定期昇給(毎年一定の時期に事業所の昇給制度に従って行われる昇給)を実施(予定)
- 3 各種手当の引き上げまたは新設(予定)
- 4 賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)
- 5 その他(具体的に:)

(4) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の通所介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の理由について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 2 介護職員処遇改善交付金を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 3 平成21年度介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金に関わらず給与等を引き上げた(予定)
- 4 その他(具体的に:)

(5) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の対象者について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 事業所の職員全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 2 通所介護における介護従事者全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 3 通所介護における介護職員全員について、給与等の引き上げ(予定)
- 4 何らかの要件に該当した通所介護における介護従事者のみ、給与等を引き上げ(予定)
- 5 給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定

【問1(5)で「4」と答えた方におうかがいします】

(6) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の要件について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 勤続年数を要件として引き上げ
- 2 経験年数を要件として引き上げ
- 3 資格の保有を要件として引き上げ
- 4 勤務形態(常勤・非常勤)を要件として引き上げ
- 5 雇用形態(正規・非正規)を要件として引き上げ
- 6 勤務時間を要件として引き上げ
- 7 管理職について引き上げ
- 8 管理職以外の者について引き上げ
- 9 人事評価に基づいて引き上げ
- 10 その他(具体的に:)

【問1(3)で「3」と答えた方におうかがいします】

(7) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについて、該当する番号に○をつけてください。1年以内に各種手当を引き上げまたは新設する予定の場合も、本問についてお答えください。なお、引き上げまたは新設を行っていない場合は、8に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 時間外手当 (早朝・深夜・休日手当等) | 5 資格手当 |
| 2 家族 (扶養) 手当 | 6 処遇改善手当 |
| 3 通勤手当 | 7 その他 (具体的な名称: _____) |
| 4 職務手当 (役付手当等) | 8 引き上げまたは新設なし |

【問1(2)で「3」と答えた方におうかがいします】

(8) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)を行わなかった理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
- 2 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
- 3 平成21年9月末までに給与等を引き上げているため
- 4 経営が安定しないため
- 5 増収分を借入金の返済にあてたため
- 6 介護報酬の収入が減少したため
- 7 支出が収入を上回ったため
- 8 その他 (具体的に: _____)

通所介護における介護職員処遇改善交付金についておうかがいします

問2. 介護職員処遇改善交付金について

(1) 通所介護における介護職員処遇改善交付金の申請状況について、該当する番号に○をつけてください。

	平成21年度	平成22年度
1 申請している (申請予定、申請中を含む)	1	1
2 申請していない	2	2

【問2(1)で「1」と答えた方におうかがいします】

(2) 介護職員処遇改善交付金については、基本給、手当、一時金のいずれを引き上げることで対応しているか、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

	平成21年度	平成22年度
1 交付金は給与表 (賃金表等) を改定して賃金水準を引き上げることで対応 (予定)	1	1
2 交付金は定期昇給を実施することで対応 (予定)	2	2
3 交付金は毎月支給される手当として対応 (予定)	3	3
4 交付金は、一時金として対応 (予定)	4	4
→ 一時金として対応している場合、一時金の支給時期を記載して下さい。	月	月

(3) 通所介護における介護報酬総額(平成22年6月分)及び交付金の支給対象となる介護職員数(常勤換算数)(平成22年6月)をお答え下さい。

	平成22年6月										
通所介護における介護報酬総額											円
介護職員数 (常勤換算数)											人

【問2(1)で平成21年度もしくは平成22年度欄において「2」と答えた方におうかがいします】

(4) 介護職員処遇改善交付金の申請を行わない理由について該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | | | | |
|-----------------|--------|--------|----------------------|--------|--------|
| 1 対象の制約のため困難 | 平成21年度 | 平成22年度 | 6 非常勤職員等の処遇上の問題 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 2 事務作業が煩雑 | 1 | 1 | 7 賃金改善の必要性がない | 6 | 6 |
| 3 平成24年以降の取扱が不明 | 2 | 2 | 8 支給要件を達成できない | 7 | 7 |
| 4 追加費用負担の発生 | 3 | 3 | 9 その他 (具体的に: _____) | 8 | 8 |
| 5 キャリアパス要件が不明 | 4 | 4 | 10 その他 (具体的に: _____) | | |
| | 5 | 5 | | | |

通所介護における給与等の引き上げ以外の処遇改善状況についておうかがいします

問3. 通所介護の介護従事者に対する給与等の引き上げ以外の処遇に関して、平成21年10月～平成22年6月までに実施した対応状況についておうかがいします。下表(A)～(O)の項目ごとに、該当する1～5の欄を1つだけ○をつけてください。

1 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回更に充実した（今後充実に充実する予定を含む））	2 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回更に充実していない）としており、（今後充実に充実する予定を含む）	3 従来、実施していなかったが、今回新たに実施した。（今後実施する予定を含む）	4 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回内容を変更）しており、（今後実施する予定を含む）	5 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に今回内容を変更していない）としており、（今後実施する予定を含む）	6 従来及び今回、実施していなかったが今後実施する予定	7 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
--	---	--	---	---	--------------------------------	---------------------------------

(注)

従来・・・平成21年9月30日以前

今回・・・平成21年10月1日～平成22年6月30日

今後・・・1年間を目途

■ 処遇全般							
(A) 職員（事務職員等を含む）の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6	7
(B) 有給休暇の取得促進等の労働条件の改善	1	2	3	4	5	6	7
(C) 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	1	2	3	4	5	6	7
(D) 昇給または昇進・昇格要件の明確化	1	2	3	4	5	6	7
(E) 非正規職員から正規職員への転換機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(F) 賃金体系等の人事制度の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他処遇全般について(具体的に記載してください)							
■ 教育・研修							
(G) 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	1	2	3	4	5	6	7
(H) 資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担（一部を含む）	1	2	3	4	5	6	7
(I) 部下指導を管理職等の役割として明確化	1	2	3	4	5	6	7
(J) 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	1	2	3	4	5	6	7
その他教育・研修について(具体的に記載してください)							
■ 職場環境							
(K) 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	1	2	3	4	5	6	7
(L) 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(M) 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	1	2	3	4	5	6	7
(N) 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	1	2	3	4	5	6	7
(O) 事故やトラブルへの対応体制の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他職場環境について(具体的に記載してください)							

併設しているサービスについておうかがいします

問4. 併設サービス等の状況について

(1) 平成22年6月30日時点において、同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスについて
該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|--------------------|------------------------|---------------------|
| 01 介護老人福祉施設 | 08 通所介護 (※) | 15 小規模多機能型居宅介護 (※) |
| 02 介護老人保健施設 | 09 通所リハビリテーション (※) | 16 夜間対応型訪問介護 |
| 03 介護療養型医療施設 | 10 短期入所生活介護 (※) | 17 認知症対応型通所介護 (※) |
| 04 訪問介護 (※) | 11 短期入所療養介護 (※) | 18 認知症対応型共同生活介護 (※) |
| 05 訪問入浴介護 (※) | 12 特定施設入居者生活介護 (※) | 19 地域密着型特定施設 |
| 06 訪問看護 (※) | 13 居宅介護支援 | 20 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 07 訪問リハビリテーション (※) | 14 介護予防支援 (地域包括支援センター) | (※) は、介護予防を含む |

(2) 通所介護および上記の質問で○をつけたサービスのうち、平成22年6月サービス分において、
最も介護収入が多いサービスを番号でお答えください。

上記(1)の「01」～「20」の中で最も収入の多い番号

(3) 通所介護の介護収入は、上記(1)で○をつけたもののうち約何割程度か、お答えください。

平成22年6月の介護収入割合 約 割程度

通所介護における収支の状況についておうかがいします

問5. 通所介護における、収支状況が平成21年6月と比べてどの様に変化したか、該当する番号に○をつけてください。

- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度増加した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度増加した
- 平成21年6月と事業活動収支差額(売上総利益)は、ほぼ変わらない
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度減少した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度減少した
- その他(具体的に:)

通所介護における加算の算定状況及び利用者の状況についておうかがいします

問6. 通所介護において、以下の加算を算定している場合、該当する番号に○をつけてください。

	平成21年6月	平成22年6月
1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1	1
2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	2	2

問7.

(1) 通所介護における、平成21年6月30日および平成22年6月30日時点の開催日数(稼働日)をお答えください。

平成21年6月30日時点の開催日数 日
平成22年6月30日時点の開催日数 日

(2) 通所介護における、平成21年6月および平成22年6月の延べ利用者数(国保連請求額の基になっている人数)をお答えください。

平成21年6月(1か月)の延べ利用者数 人
平成22年6月(1か月)の延べ利用者数 人

通所介護における介護職員数及び採用・離職の状況についておうかがいします

問8. 通所介護における職員数及び採用・離職の状況

(1) 通所介護における、平成22年6月30日時点における介護職員数(派遣職員を含む)をお答えください。

	実人数	
	常勤	非常勤
介護職員	人	人

(2) 通所介護における、1年間(平成21年7月1日～平成22年6月30日まで)の採用者数及び離職者数についてお答えください。

	採用者数(実人数)		離職者数(実人数)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
介護職員	人	人	人	人

通所介護の職員の給与等の状況についておうかがいします

※ 生活相談員(全員)、看護職員(全員)、介護職員(2人に1人)、機能訓練指導員(全員)の方についてご記入ください。

性別	年齢	職種	勤続年数	→平成21年度と平成22年度の状況を記載してください。	勤務形態		職位	実労働時間	実労働日数	資格の取得状況											
					1 常勤	2 非常勤				1 管理職	2 非正規職員	1 介護福祉士	2 社会福祉士	3 精神保健福祉士	4 看護師	5 准看護師	6 管理栄養士・栄養士	7 P.T・O.T・S.T	8 介護支援専門員	9 ヘルパー1・2・3級	10 介護職員基礎研修課程修了者
いずれかに○をつけてください。		平成22年6月30日における年齢を記入してください。	平成22年6月30日における職務について、該当するものいずれかに○をつけてください。 * 兼務している場合は主に従事しているものについで、該当するものいずれかに○をつけてください。	平成22年6月30日における貴事業所における勤続年数を記入してください。なお、当該事業所に同一法人の経営する事業所等に勤務していた場合は、そこでの勤続年数も含めてください。	6月30日時点で管理職である場合、○をつけてください。	6月中における勤務形態について、該当する勤務形態に○をつけてください。	6月中における実労働時間を記入してください。	6月中における実労働日数を記入してください。	6月30日時点で有している資格がありましたら該当する番号に○をつけてください。 (○はいくつでも)												

記入例	男	女	32	歳	1	2	3	4	5	年	平成21年度	1	2	1	2	1	80	時間	12	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
											平成22年度	1	2	1	2	1	160	時間	24	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(1)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(2)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(3)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(4)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(5)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(6)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(7)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(8)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(9)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
(10)	男	女	歳	1	2	3	4	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
									平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				

兼務の状況		決まって支給する給与						一時金 (賞与・その他の臨時支給分)	
6月30日時点で兼務している職種がありまして、該当する番号に○をつけてください。(○はいくつでも) 1 生活相談員 2 看護職員 3 介護職員 4 機能訓練指導員 5 管理栄養士・栄養士 6 介護支援専門員 7 管理者 8 その他		基本給(月額(年俸)、「日額」、「時給」のうち、該当欄にその数値をお書きください。)			手当			4月1日から9月30日までに支給された、支給する予定の一時金(賞与・その他の臨時支給分)の合計額を記入してください。 * 一時金(賞与・その他の臨時支給分)がない場合は、0(ゼロ)を記入してください。	
		賃金の支払が月給の者 (1か月あたり) (年俸の方は、12で割った額を記入してください)	賃金の支払が日給の者 (1日あたり)	賃金の支払が時給の者 (1時間あたり)	6月分として支給された手当を記入してください。 該当する番号に 1 夜間外手当(早朝・深夜・休日手当等)手当 2 家族(扶養)手当 3 通勤手当 4 職務手当(役付手当等) 5 資格手当 6 処遇改善手当 7 その他				
		6月時点の基本給を さい月額で記入してください	6月時点の基本給を さい日額で記入してください	6月時点の基本給を さい時給で記入してください	右(1~8)の 手当の合計額				

記入例	1	2	3	4	5	6	7	8											円	1	0	0	0	円	1	0	0	0	円	1	3	4	5	6	7	8									円	0	円																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	9	0	0	0	0	円																						円	4	0	0	0	円	1	3	4	5	6	7	8									円	4	8	0	0	0	円	
(1)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
(2)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(3)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(4)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(5)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(6)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(7)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(8)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(9)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		
(10)	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円									円									
	1	2	3	4	5	6	7	8											円																			円									円																		

平成22年度介護従事者処遇状況等調査 (案)

(認知症対応型共同生活介護事業所票)

平成22年7月調査

右のラベルの5つの項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区×××町2丁目1-1
経営主体	社会福祉法人
地域区分	特別区

ID	1234567890
パスワード	54321

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号 : _____ ()
- (2) FAX番号 : _____ ()
- (3) Eメールアドレス : _____ @ _____
- (4) 回答担当者 : 氏名 _____ (役職 : _____)
- (5) 活動の状況 (平成22年7月1日時点)

(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中	2. 休止	3. 廃止
--------	-------	-------

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

(平成22年7月31日までに投函をお願いします)

認知症対応型共同生活介護における給与等の状況についておうかがいします

問1. 給与等の引き上げ状況について

(1) 平成21年4月1日～平成21年9月30日の間の認知症対応型共同生活介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げた
- 2 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げていない

(2) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の認知症対応型共同生活介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 給与等を引き上げた
- 2 給与等の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げる予定
- 3 給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし → (「3」を選択した場合は、問1(8)へお進みください)
- 4 その他(具体的に:)

【問1(2)で「1」または「2」と答えた方におうかがいします】

(3) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の認知症対応型共同生活介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の状況について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げた(予定)
- 2 定期昇給(毎年一定の時期に事業所の昇給制度に従って行われる昇給)を実施(予定)
- 3 各種手当の引き上げまたは新設(予定)
- 4 賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)
- 5 その他(具体的に:)

(4) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の認知症対応型共同生活介護における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の理由について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 2 介護職員処遇改善交付金を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 3 平成21年度介護報酬改定や介護職員処遇改善交付金に関わらず給与等を引き上げた(予定)
- 4 その他(具体的に:)

(5) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の対象者について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 事業所の職員全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 2 認知症対応型共同生活介護における介護従事者全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 3 認知症対応型共同生活介護における介護職員全員について、給与等の引き上げ(予定)
- 4 何らかの要件に該当した認知症対応型共同生活介護における介護従事者のみ、給与等を引き上げ(予定)
- 5 給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定

【問1(5)で「4」と答えた方におうかがいします】

(6) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の要件について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本問についてお答えください。(複数回答可)

- 1 勤続年数を要件として引き上げ
- 2 経験年数を要件として引き上げ
- 3 資格の保有を要件として引き上げ
- 4 勤務形態(常勤・非常勤)を要件として引き上げ
- 5 雇用形態(正規・非正規)を要件として引き上げ
- 6 勤務時間を要件として引き上げ
- 7 管理職について引き上げ
- 8 管理職以外の者について引き上げ
- 9 人事評価に基づいて引き上げ
- 10 その他(具体的に:)

【問1(3)で「3」と答えた方におうかがいします】

(7) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについて、該当する番号に○をつけてください。1年以内に各種手当を引き上げまたは新設する予定の場合も、本問についてお答えください。なお、引き上げまたは新設を行っていない場合は、9に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 夜勤手当 | 6 資格手当 |
| 2 時間外手当(早朝・深夜・休日手当等) | 7 処遇改善手当 |
| 3 家族(扶養)手当 | 8 その他(具体的な名称:) |
| 4 通勤手当 | 9 引き上げまたは新設なし |
| 5 職務手当(役付手当等) | |

【問1(2)で「3」と答えた方におうかがいします】

(8) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)を行わなかった理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
- 2 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
- 3 平成21年9月末までに給与等を引き上げているため
- 4 経営が安定しないため
- 5 増収分を借入金の返済にあてたため
- 6 介護報酬の収入が減少したため
- 7 支出が収入を上回ったため
- 8 その他(具体的に:)

認知症対応型共同生活介護における介護職員処遇改善交付金についておうかがいします

問2. 介護職員処遇改善交付金について

認知症対応型共同生活介護における介護職員処遇改善交付金の申請状況について、該当する番号に○をつけてください。

(1) ください。

	平成21年度	平成22年度
1 申請している(申請予定、申請中を含む)	1	1
2 申請していない	2	2

【問2(1)で「1」と答えた方におうかがいします】

(2) 介護職員処遇改善交付金については、基本給、手当、一時金のいずれを引き上げることで対応しているか、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

	平成21年度	平成22年度
1 交付金は給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げることで対応(予定)	1	1
2 交付金は定期昇給を実施することで対応(予定)	2	2
3 交付金は毎月支給される手当として対応(予定)	3	3
4 交付金は、一時金として対応(予定)	4	4
→ 一時金として対応している場合、一時金の支給時期を記載して下さい。	月	月

(3) 認知症対応型共同生活介護における介護報酬総額(平成22年6月分)及び交付金の支給対象となる介護職員数(常勤換算数)(平成22年6月)をお答え下さい。

	平成22年6月								
認知症対応型共同生活介護における介護報酬総額									円
介護職員数(常勤換算数)									人

【問2(1)で平成21年度もしくは平成22年度欄において「2」と答えた方におうかがいします】

(4) 介護職員処遇改善交付金の申請を行わない理由について該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

	平成21年度	平成22年度		平成21年度	平成22年度
1 対象の制約のため困難	1	1	6 非常勤職員等の処遇上の問題	6	6
2 事務作業が煩雑	2	2	7 賃金改善の必要性がない	7	7
3 平成24年以降の取扱が不明	3	3	8 支給要件を達成できない	8	8
4 追加費用負担の発生	4	4	9 その他(具体的に:)		(平成21年度)
5 キャリアパス要件が不明	5	5	10 その他(具体的に:)		(平成22年度)

認知症対応型共同生活介護における給与等の引き上げ以外の処遇改善状況についておかがいします

問3. 認知症対応型共同生活介護の介護従事者に対する給与等の引き上げ以外の処遇に関して、平成21年10月～平成22年6月までに実施した対応状況についておかがいします。下表(A)～(O)の項目ごとに、該当する1～5の欄を1つだけ○をつけてください。

1 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に内容等を変更）して、今回更に充実した（今後充実する予定を含む）	2 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に内容等を変更していない）して、今回更に充実する予定を含む	3 従来、実施してはなかったが、今回新たに実施した（今後実施する予定を含む）	4 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に内容等を変更）して、今回内容等を変更していない（今後実施する予定を含む）	5 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に内容等を変更していない）して、今回内容等を変更していない（今後実施する予定を含む）	6 従来及び今回、実施してはなかったが、今後実施する予定	7 従来及び今回、実施しておらず、今後も実施する予定なし
--	---	---	---	--	---------------------------------	---------------------------------

(注)

従来・・・平成21年9月30日以前

今回・・・平成21年10月1日～平成22年6月30日

今後・・・1年間を目途

■ 処遇全般							
(A) 職員（事務職員等を含む）の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6	7
(B) 夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等の労働条件の改善	1	2	3	4	5	6	7
(C) 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	1	2	3	4	5	6	7
(D) 昇給または昇進・昇格要件の明確化	1	2	3	4	5	6	7
(E) 非正規職員から正規職員への転換機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(F) 賃金体系等の人事制度の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他処遇全般について(具体的に記載してください)							
■ 教育・研修							
(G) 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	1	2	3	4	5	6	7
(H) 資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担（一部を含む）	1	2	3	4	5	6	7
(I) 部下指導を管理職等の役割として明確化	1	2	3	4	5	6	7
(J) 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	1	2	3	4	5	6	7
その他教育・研修について(具体的に記載してください)							
■ 職場環境							
(K) 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	1	2	3	4	5	6	7
(L) 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(M) 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	1	2	3	4	5	6	7
(N) 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	1	2	3	4	5	6	7
(O) 事故やトラブルへの対応体制の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他職場環境について(具体的に記載してください)							

併設しているサービスについておうかがいします

問4. 併設サービス等の状況について

(1) 平成22年6月30日時点において、同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスについて

該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|--------------------|------------------------|---------------------|
| 01 介護老人福祉施設 | 08 通所介護 (※) | 15 小規模多機能型居宅介護 (※) |
| 02 介護老人保健施設 | 09 通所リハビリテーション (※) | 16 夜間対応型訪問介護 |
| 03 介護療養型医療施設 | 10 短期入所生活介護 (※) | 17 認知症対応型通所介護 (※) |
| 04 訪問介護 (※) | 11 短期入所療養介護 (※) | 18 認知症対応型共同生活介護 (※) |
| 05 訪問入浴介護 (※) | 12 特定施設入居者生活介護 (※) | 19 地域密着型特定施設 |
| 06 訪問看護 (※) | 13 居宅介護支援 | 20 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 07 訪問リハビリテーション (※) | 14 介護予防支援 (地域包括支援センター) | (※)は、介護予防を含む |

(2) 認知症対応型共同生活介護および上記の質問で○をつけたサービスのうち、平成22年6月サービス分において、最も介護収入が多いサービスを番号でお答えください。

上記(1)の「01」～「20」の中で最も収入の多い番号

(3) 認知症対応型共同生活介護の介護収入は、上記(1)で○をつけたもののうち約何割程度か、お答えください。

平成22年6月の介護収入割合 約 割程度

認知症対応型共同生活介護における収支の状況についておうかがいします

問5. 認知症対応型共同生活介護における、収支状況が平成21年6月と比べてどの様に変化したか、該当する番号に○をつけてください。

- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度増加した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度増加した
- 平成21年6月と事業活動収支差額(売上総利益)は、ほぼ変わらない
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度減少した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度減少した
- その他(具体的に:)

認知症対応型共同生活介護における加算の算定状況及び利用者の状況についておうかがいします

問6. 認知症対応型共同生活介護において、以下の加算を算定している場合、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

加算項目	平成21年6月	平成22年6月	加算項目	平成21年6月	平成22年6月
1 夜間ケア加算	1	1	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	3
2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	2	2	4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	4	4

問7.

(1) 認知症対応型共同生活介護における、平成21年6月30日および平成22年6月30日時点の入居定員をお答えください。

平成21年6月30日時点の定員

人

ユニット

平成22年6月30日時点の定員

人

ユニット

(2) 認知症対応型共同生活介護における、平成21年6月および平成22年6月の延べ利用者数(国保連請求額の基になっている人数。短期利用共同生活介護の延べ利用者数を含む)をお答えください。

平成21年6月(1か月)の延べ利用者数

人

平成22年6月(1か月)の延べ利用者数

人

認知症対応型共同生活介護における介護職員数及び採用・離職の状況についておうかがいします

問8. 認知症対応型共同生活介護における職員数及び採用・離職の状況

(1) 認知症対応型共同生活介護における、平成22年6月30日時点における介護職員数(派遣職員を含む)をお答えください。

	実人数	
	常勤	非常勤
介護職員	人	人

(2) 認知症対応型共同生活介護における、1年間(平成21年7月1日～平成22年6月30日まで)の採用者数及び離職者数についてお答えください。

	採用者数(実人数)		離職者数(実人数)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
介護職員	人	人	人	人

認知症対応型共同生活介護の職員の給与等の状況についておうかがいします

※介護職員(2人に1人)、看護職員(全員)及び介護支援専門員(計画作成担当者を含む)(全員)の方についてご記入ください。

性別	年齢	職種	勤続年数	→平成21年度と平成22年度の状況を記載してください。	勤務形態			職位	実労働時間	実労働日数	資格の取得状況											
					1 常勤	2 非常勤	1 正規職員				2 非正規職員	1 管理職	6 月中における実労働時間を記入してください。	6 月中における実労働日数を記入してください。	1 介護福祉士	2 社会福祉士	3 精神保健福祉士	4 看護師	5 准看護師	6 管理栄養士・栄養士	7 P.T・O.T・S.T	8 介護支援専門員

記入例	男	女	32 歳	1	2	3	5 年	平成21年度	1	2	1	2	1	80 時間	12 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	160 時間	24 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(1)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(2)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(3)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(4)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(5)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(6)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(7)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(8)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(9)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(10)	男	女	歳	1	2	3	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
								平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

平成22年度介護従事者処遇状況等調査（案）

（居宅介護支援事業所票）

平成22年7月調査

右のラベルの5つの項目は、必ず確認していただき、誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが朱書きで修正をお願い申し上げます。

事業所番号	1234567890
施設名	〇〇〇〇
所在地	東京都千代田区×××町2丁目1-1
経営主体	社会福祉法人
地域区分	特別区

ID	1234567890
パスワード	54321

お手数をおかけしますが、下の（1）～（5）に必ずご記入をお願いいたします。

- (1) 電話番号： ()
- (2) FAX番号： ()
- (3) Eメールアドレス： @
- (4) 回答担当者： ご氏名 (役職：)
- (5) 活動の状況（平成22年7月1日時点）

（下の1～3のいずれか1つに○）

1. 活動中 2. 休止 3. 廃止

※2、3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、このまま調査票を返送してください。

（平成22年7月31日までに投函をお願いします）

居宅介護支援における給与等の状況についておうかがいします

問1. 給与等の引き上げ状況について

(1) 平成21年4月1日～平成21年9月30日の間の居宅介護支援における介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げた
- 2 平成21年4月から平成21年9月30日までに、給与等を引き上げていない

(2) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の居宅介護支援における介護支援専門員の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 1 給与等を引き上げた
- 2 給与等の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げる予定
- 3 給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし → (「3」を選択した場合は、問1(8)へお進みください)
- 4 その他(具体的に:)

【問1(2)で「1」または「2」と答えた方におうかがいします】

(3) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の居宅介護支援の介護支援専門員の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の状況について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 給与表(賃金表等)を改定して賃金水準を引き上げた(予定)
- 2 定期昇給(毎年一定の時期に事業所の昇給制度に従って行われる昇給)を実施(予定)
- 3 各種手当の引き上げまたは新設(予定)
- 4 賞与等の支給金額の引き上げまたは新設(予定)
- 5 その他(具体的に:)

(4) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の居宅介護支援の介護支援専門員の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の理由について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた(予定)
- 2 平成21年度介護報酬改定に関わらず給与等を引き上げた(予定)
- 3 その他(具体的に:)

(5) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の対象者について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 事業所の職員全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 2 介護支援専門員全員について、給与等を引き上げ(予定)
- 3 何らかの要件に該当した介護支援専門員のみ、給与等を引き上げ(予定)
- 4 給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定

【問1(5)で「4」と答えた方におうかがいします】

(6) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の要件について、該当する番号に○をつけてください。なお、1年以内に給与等を引き上げる(手当の新設を含む)予定の場合も、本間についてお答えください。(複数回答可)

- 1 勤続年数を要件として引き上げ
- 2 経験年数を要件として引き上げ
- 3 資格の保有を要件として引き上げ
- 4 主任介護支援専門員を要件として引き上げ
- 5 勤務形態(常勤・非常勤)を要件として引き上げ
- 6 雇用形態(正規・非正規)を要件として引き上げ
- 7 勤務時間を要件として引き上げ
- 8 人事評価に基づいて引き上げ
- 9 その他(具体的に:)

【問1(3)で「3」と答えた方におうかがいします】

(7) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の各種手当の引き上げまたは新設を行ったものについて、該当する番号に○をつけてください。1年以内に各種手当を引き上げまたは新設する予定の場合も、本間についてお答えください。なお、引き上げまたは新設を行っていない場合は、8に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 時間外手当 (早朝・深夜・休日手当等) | 5 資格手当 |
| 2 家族 (扶養) 手当 | 6 処遇改善手当 |
| 3 通勤手当 | 7 その他 (具体的な名称 :) |
| 4 職務手当 (役付手当等) | 8 引き上げまたは新設なし |

【問1(2)で「3」と答えた方におうかがいします】

(8) 平成21年10月1日～平成22年6月30日の間の給与等の引き上げ(手当の新設を含む)を行わなかった理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 人員配置を厚くして職員の業務負担軽減を図ることを優先したため
- 2 現在の給与水準が他の施設・事業所と比べ高いため
- 3 平成21年9月末までに給与等を引き上げているため
- 4 経営が安定しないため
- 5 増収分を借入金の返済にあてたため
- 6 介護報酬の収入が減少したため
- 7 支出が収入を上回ったため
- 8 その他 (具体的に :)

居宅介護支援における給与等の引き上げ以外の処遇改善状況についておうかがいします

問2. 居宅介護支援の介護支援専門員に対する給与等の引き上げ以外の処遇に関して、平成21年10月～平成22年6月までに実施した対応状況についておうかがいします。下表(A)～(O)の項目ごとに、該当する1～5の欄を1つだけ○をつけてください。

	1 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に 今回更に充実した （今後充実する予定を含む）	2 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に 今回更に充実していない） （今後充実する予定を含む）	3 従来、実施していなかったが、 今回新たに実施した （今後実施する予定を含む）	4 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に 今回内容を変更していない） （今後実施する予定を含む）	5 従来より実施（平成21年4月から9月末までの間に 今回内容を変更していない） （今後実施する予定を含む）	6 従来及び今回、実施していなかったが 今後実施する予定	7 従来及び今回、実施しておらず、 今後実施する予定なし
--	--	--	---	---	---	------------------------------------	------------------------------------

(注)

従来…平成21年9月30日以前

今回…平成21年10月1日～平成22年6月30日

今後…1年間を目途

■ 処遇全般							
(A) 職員（事務職員等を含む）の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減	1	2	3	4	5	6	7
(B) 夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等の労働条件の改善	1	2	3	4	5	6	7
(C) 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映	1	2	3	4	5	6	7
(D) 昇給または昇進・昇格要件の明確化	1	2	3	4	5	6	7
(E) 非正規職員から正規職員への転換機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(F) 賃金体系等の人事制度の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他処遇全般について(具体的に記載してください)							
■ 教育・研修							
(G) 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大	1	2	3	4	5	6	7
(H) 資格取得や外部の研修参加にかかる費用等の負担（一部を含む）	1	2	3	4	5	6	7
(I) 部下指導を管理職等の役割として明確化	1	2	3	4	5	6	7
(J) 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置	1	2	3	4	5	6	7
その他教育・研修について(具体的に記載してください)							
■ 職場環境							
(K) 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実	1	2	3	4	5	6	7
(L) 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保	1	2	3	4	5	6	7
(M) 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実	1	2	3	4	5	6	7
(N) 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化	1	2	3	4	5	6	7
(O) 事故やトラブルへの対応体制の整備	1	2	3	4	5	6	7
その他職場環境について(具体的に記載してください)							

併設しているサービスについておうかがいします

問3. 併設サービス等の状況について

(1) 平成22年6月30日時点において、同一又は隣接の敷地内で運営しているサービスについて

該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|-------------------|-----------------------|--------------------|
| 01 介護老人福祉施設 | 08 居宅介護支援(※) | 15 小規模多機能型居宅介護(※) |
| 02 介護老人保健施設 | 09 通所リハビリテーション(※) | 16 夜間対応型訪問介護 |
| 03 介護療養型医療施設 | 10 短期入所生活介護(※) | 17 認知症対応型居宅介護支援(※) |
| 04 訪問介護(※) | 11 短期入所療養介護(※) | 18 認知症対応型共同生活介護(※) |
| 05 訪問入浴介護(※) | 12 特定施設入居者生活介護(※) | 19 地域密着型特定施設 |
| 06 訪問看護(※) | 13 居宅介護支援 | 20 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 07 訪問リハビリテーション(※) | 14 介護予防支援(地域包括支援センター) | |
- (※)は、介護予防を含む

(2) 居宅介護支援および上記の質問で○をつけたサービスのうち、平成22年6月サービス分において、最も介護収入が多いサービスを番号でお答えください。

上記(1)の「01」～「20」の中で最も収入の多い番号

(3) 居宅介護支援の介護収入は、上記(1)で○をつけたもののうち約何割程度か、お答えください。

平成22年6月の介護収入割合 約 割程度

居宅介護支援における収支の状況についておうかがいします

問4. 居宅介護支援における、収支状況が平成21年6月と比べてどの様に変化したか、該当する番号に○をつけてください。

- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度増加した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度増加した
- 平成21年6月と事業活動収支差額(売上総利益)は、ほぼ変わらない
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、5%程度減少した
- 平成21年6月と比較して事業活動収支差額(売上総利益)が、10%程度減少した
- その他(具体的に)

居宅介護支援における加算の算定状況及び利用者の状況についておうかがいします

問5. 居宅介護支援において、以下の加算を算定している場合、該当する番号に○をつけてください。

加算項目	平成21年6月	平成22年6月
1 中山間地域等における小規模事業所加算	1	1
2 特定事業所加算(Ⅰ)	2	2
3 特定事業所加算(Ⅱ)	3	3

問6. 居宅介護支援における、平成21年年6月30日および平成22年6月30日時点の実利用者数(国保連請求の基になってい人数)をお答えください。

平成21年6月(1ヶ月)の実利用者数 人 平成22年6月(1ヶ月)の実利用者数 人

問7 居宅介護支援における、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)からの受託状況について、平成21年6月および平成22年6月の受託者数をお答えください。

平成21年6月(1か月)の受託件数 人 平成22年6月(1か月)の受託件数 人

介護支援専門員数及び採用・離職の状況についておうかがいします

問8. 介護支援専門員数及び採用・離職の状況

(1) 居宅介護支援における、平成22年6月30日時点における介護支援専門員数(派遣職員を含む)をお答えください。

	実人数	
	常勤	非常勤
介護支援専門員	人	人

(2) 介護支援専門員の、1年間(平成21年7月1日～平成22年6月30日まで)の採用者数及び離職者数についてお答えください。

	採用者数(実人数)		離職者数(実人数)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
介護支援専門員	人	人	人	人

居宅介護支援の職員の給与等の状況についておうかがいします

※ 介護支援専門員(2人に1人)の方についてご記入ください。

性別	年齢	勤続年数 平成22年6月30日における 勤続年数を記入してください。なお、当該事業 所以前に同一法人の経営する事業所に勤務して いた場合は、そこでの勤続年数も含めてください。	→平成21年度と平成22年度の状況を記載して ください。	勤務形態				職位 6月30日時点で管理職 である場合、○をつけて ください。	実労働時間 6月中における実労働時間を記入してくだ さい。	実労働日数 6月中の実労働日数を記入してください。	資格の取得状況											
				1 常勤	2 非常勤	1 正規職員	2 非正規職員				1 主任介護支援専門員	1 介護福祉士	2 社会福祉士	3 精神保健福祉士	4 看護師	5 准看護師	6 管理栄養士・栄養士	7 P.T・O.T・S.T	8 介護支援専門員	9 ヘルパー1・2・3級	10 介護職員基礎研修課程修了者	11 認知症対応型介護指導者養成研修(等)

記入例	男	女	32 歳	5 年	平成21年度	1	2	1	2	1	80 時間	12 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	160 時間	24 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(1)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(2)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(3)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(4)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(5)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(6)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(7)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(8)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(9)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(10)	男	女	歳	年	平成21年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					平成22年度	1	2	1	2	1	時間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

兼務の状況		決まって支給する給与					一時金 (賞与・その他の臨時支給分)
6月30日時点で兼務している職種がありまして、該当する番号に○をつけてください。(○はいくつでも)		基本給(「月額(年俸)」、「日額」、「時給」のうち、該当欄にその数値をお書きください。)			手当		4月1日から9月30日までに支給された・支給する予定の一時金(賞与・その他の臨時支給分)の合計額を記入してください。
		賃金の支払が月給の者 (1か月あたり) (年俸の方は、12で割った額を記入してください)	賃金の支払が日給の者 (1日あたり)	賃金の支払が時給の者 (1時間あたり)	6月分として支給された手当を記入してください。 該当する番号に ↓ 1 家族(扶養)手当 2 通勤手当 3 家族(扶養)手当 4 通勤手当 5 職務手当(役付手当等) 6 資格手当 7 処遇改善手当 7 その他		
1 相談員	2 介護職員	3 看護職員	4 機能訓練指導員	5 管理栄養士・栄養士	6 介護支援専門員	7 管理者	8 その他
6月時点の基本給を 月額で記入してください。		6月時点の基本給を 日額で記入してください。		6月時点の基本給を 時給で記入してください。		右(1~8)の手当の合計額	

記入例	1	2	3	4	5	6	7	8											円	1	0	0	0	円	1	0	0	0	円	1	3	4	5	6	7	8									円				
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	9	0	0	0	0	円									円	4	0	0	0	円	1	3	4	5	6	7	8	4	8	0	0	0	0	円						
(1)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(2)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(3)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(4)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(5)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(6)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(7)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(8)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(9)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
(10)	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円
	1	2	3	4	5	6	7	8											円					円									円	1	3	4	5	6	7	8									円

要介護認定の見直しに係る検証・検討会について

平成21年度の要介護認定の見直しについて

1. 4月の見直し

(目的)

- ・最新の介護の手間を反映させる

(例) 「オムツ着用」から「排泄誘導」 → ケア量の増加

- ・市町村による認定のバラツキを減少させる

(例) 下肢麻痺あり A市：91.4% B市：43.6%

(内容)

上記事項に則して

- ・ コンピュータソフトに用いるデータ更新
- ・ 調査項目の定義の修正 (テキスト修正)

(例) 糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は「介助されていない」と評価

2. 4月の見直しの問題点

- ・ 調査項目の定義の修正に問題があり、軽く判定されるケースが続出するとの不安の声があり、
「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が設置され、同検討会で検証を行った

(対応)

- (1) 4月～9月は、不安解消のための経過措置を実施
- (2) 検証・検討会での検証の結果、非該当・要支援1等の軽度の割合が増加していることが確認されたことから再度の見直しの検討

3. 10月から認定方法を再度見直し

(内容)

- ・ 調査項目の定義（テキスト）の再度の修正

(例) 糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は、四肢の清拭等の代替行為で評価

4. 10月の見直しの影響について検証・検討会で検証（平成22年1月15日）

- (1) 自治体間のバラツキが相当程度小さくなった
- (2) 4月の見直しで影響のあった方に対し、適切な認定となった
- (3) 4月の見直しに伴う混乱がほぼ終息した

→適切な認定のため、さらに研修の充実等が必要との指摘



平成22年2月2日付け事務連絡において、より充実した研修の実施と特記事項の活用について改めて周知するよう各都道府県及び市区町村等へ依頼

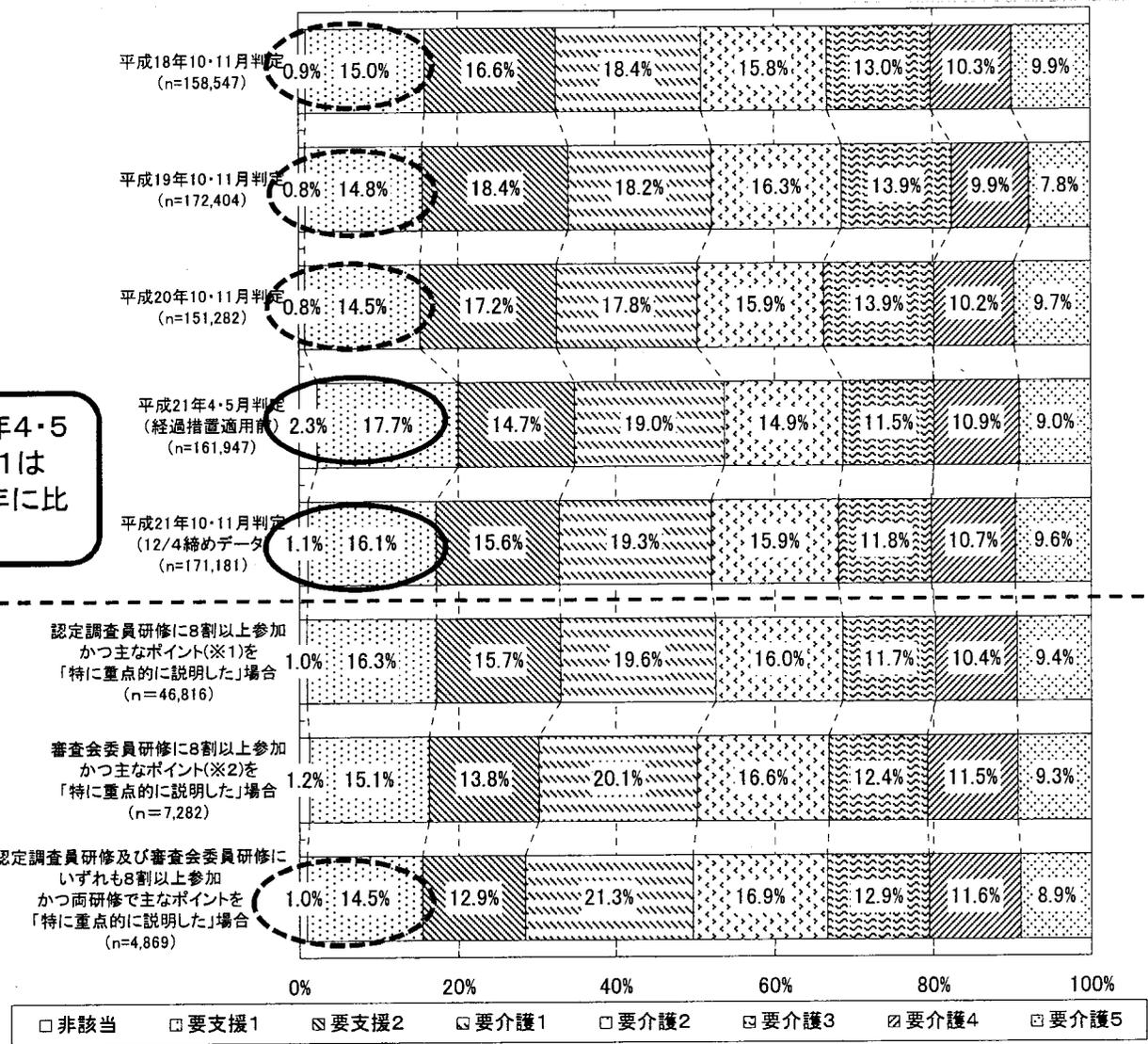
(内容)

- ・ 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。 等

二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)

10月の見直し後は、平成21年4・5月に比べ、非該当及び要支援1は大幅に減少しているが過去3年に比べ若干大きい

充実した研修を実施している自治体では、過去3年とほぼ同等



(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て (※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て ³

「第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」取りまとめ

平成22年1月15日第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会

平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

- 平成21年7月28日に開催された、第3回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。
また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。
- 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年10月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。
- まず、昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となった方等に対し、市町村から再申請等を勧奨した結果、より適切な要介護認定となった。
4月からの見直しで影響があった方に対し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。
- 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成21年4月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度改革の目的は一定程度達成できたと考えられる。
- ただし、要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。
- 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。
- 以上により、平成21年4月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。
- なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

要介護認定の見直しに係る検証・検討会 名簿

要介護認定の見直しに係る検証・検討会開催要綱

(敬称略・五十音順)

委員名	所 属
池田 省三	龍谷大学教授
石田 光広	東京都稲城市福祉部長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
高橋 紘士	立教大学教授
高見 国生	社団法人認知症のひと家族の会代表
田中 聡子	社会福祉法人大慈厚生事業会ケアハウス大慈施設長
◎田中 滋	慶應義塾大学教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
筒井 孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部 福祉マネジメント室室長
野中 博	医療法人社団博腎会野中医院院長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
本間 昭	日本認知症ケア学会理事長
三上 裕司	日本医師会常任理事
結城 康博	淑徳大学准教授

(◎：座長)

1. 趣旨

平成21年度からの要介護認定について、見直しの影響についての検証を行うため、要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、客観的なデータに基づいて検証を行う。

3. 検討会の運営等

(1) 検討会は、厚生労働省老健局長が招集する。検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。

(2) 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会を総理する。

(3) 参考人の招致

座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

(4) 審議の公開

審議は原則公開とする。

(5) 検討スケジュール

平成21年4月に第1回会合を開催し、以後、必要に応じ適宜開催する。

介護報酬改定後の動向（概要）

1. 介護報酬改定後の報酬の動向（概要）

- 介護給付費実態調査月報(厚生労働省大臣官房統計情報部)を基に算出
- 「費用額」とは、保険給付額と公費負担額、利用料負担額(公費の本人負担額を含む。)の合計額である
- 「受給者1人あたり費用額」とは、各サービスにおける費用額を各サービスごとの受給者数で除した額である。

費用額(予防を含む)の推移

- 費用額は、平成21年11月分で6,001億円、対前年同月比は7.9%増となっている。
注:受給者の対前年同月比4.0%の影響を含む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(億円)	5,462.7	5,634.0	5,532.3	5,723.7	5,665.5	5,615.9	5,789.2	5,561.3
平成21年(億円)	5,783.9	5,968.0	5,974.5	6,136.1	6,094.3	5,996.8	6,186.3	6,001.2
対前年同月比(%)	5.9	5.9	8.0	7.2	7.6	6.8	6.9	7.9
※受給者の伸率	3.2	4.3	4.1	4.2	4.5	4.0	3.7	4.0

受給者1人あたり費用額(予防を含む)の推移

- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で15万円、対前年同月比は3.7%増となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(千円)	147.3	150.3	147.3	152.1	150.6	148.5	152.1	145.9
平成21年(千円)	151.2	152.7	152.8	156.5	155.0	152.4	156.7	151.4
対前年同月比(%)	2.6	1.6	3.7	2.9	2.9	2.6	3.0	3.7

2. サービス分類別・受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移

居宅系サービス(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で2,734億円、対前年同月比は9.6%増となっている。
注: 受給者の対前年同月比4.8%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で9万円、対前年同月比は4.6%増となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(千円)	89.7	91.0	89.6	93.0	90.4	90.9	93.2	88.2
平成21年(千円)	92.6	91.9	94.3	96.1	93.8	93.3	95.9	92.2
対前年同月比(%)	3.2	1.0	5.2	3.3	3.7	2.6	2.9	4.6

①訪問介護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で592億円、対前年同月比は7.8%増となっている。
注: 受給者の対前年同月比2.1%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で5万円、対前年同月比は5.5%増となっている。

訪問介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年									10月	11月
	平成20年 4月~9月	平成20年 10月~ 平成21年 3月	平成21年 4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位:千円)	48.7	47.7	50.4	50.2	50.1	50.7	51.5	50.1	50.0	51.2	49.6
対前年同月比	-	-	3.7%	3.2%	1.8%	5.0%	4.0%	4.4%	3.5%	3.8%	5.5%

②訪問看護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で112億円、対前年同月比は10.2%増となっている。
注：受給者の対前年同月比4.3%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で4万円、対前年同月比は5.7%増となっている。

訪問看護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額	42.5	41.6	43.3	43.6	40.8	45.0	45.5	42.8	42.1	44.2	41.6
(単位:千円)											
対前年同月比	-	-	1.9%	2.4%	-3.1%	6.1%	2.7%	3.3%	-0.1%	-0.1%	5.7%

③訪問リハビリテーション(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で19億円、対前年同月比は38.2%増となっている。
注：受給者の対前年同月比13.6%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で3万円、対前年同月比は21.7%増となっている。

訪問リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額	26.1	25.5	30.5	30.4	28.1	32.2	32.5	30.0	29.5	31.6	29.3
(単位:千円)											
対前年同月比	-	-	16.5%	16.2%	9.2%	22.2%	18.1%	19.0%	14.1%	15.0%	21.7%

④ 通所介護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で876億円、対前年同月比は10.2%増となっている。
注：受給者の対前年同月比6.1%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で7万円、対前年同月比は3.8%増となっている。

通所介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位:千円)	68.0	66.7	69.7	69.0	68.0	70.2	71.8	69.4	69.8	71.5	68.2
対前年同月比	-	-	2.5%	3.0%	-0.5%	5.2%	2.7%	2.9%	1.8%	1.8%	3.8%

⑤ 通所リハビリテーション(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で344億円、対前年同月比は9.0%増となっている。
注：受給者の対前年同月比2.1%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で7万円、対前年同月比は6.7%増となっている。

通所リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位:千円)	69.3	67.7	72.3	71.8	69.4	74.1	75.1	71.9	71.4	74.3	70.1
対前年同月比	-	-	4.4%	4.3%	0.7%	7.9%	4.8%	5.5%	3.1%	3.6%	6.7%

⑥短期入所生活介護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で256億円、対前年同月比は8.7%増となっている。
注:受給者の対前年同月比6.0%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で9万円、対前年同月比は2.6%増となっている。

短期入所生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年	平成20年	平成21年								
	4月~9月	10月~ 平成21年 3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額	89.9	89.6	91.5	90.6	91.7	90.6	91.9	92.9	90.6	90.7	89.9
(単位:千円)											
対前年同月比	-	-	1.7%	1.5%	2.0%	1.9%	1.9%	1.7%	1.1%	2.1%	2.6%

居宅介護支援(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で291億円、対前年同月比は18.3%増となっている。
注:受給者の対前年同月比4.4%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で1万円、対前年同月比は13.3%増となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(千円)	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
平成21年(千円)	10.3	10.4	10.5	10.5	10.5	10.6	10.6	10.7
対前年同月比(%)	9.5	10.1	11.0	11.5	12.0	12.3	12.8	13.3

地域密着系サービス(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で537億円、対前年同月比は11.6%増となっている。
注:受給者の対前年同月比10.4%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で21万円、対前年同月比は1.1%増となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(千円)	212.8	218.4	212.1	218.6	217.8	212.5	218.3	210.9
平成21年(千円)	213.2	218.6	214.1	219.9	219.1	213.9	219.6	213.2
対前年同月比(%)	0.2	0.1	0.9	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1

①夜間対応型訪問介護

- 費用額は、平成21年11月分で1億円、対前年同月比は51.3%増となっている。
注:受給者の対前年同月比37.6%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で3万円、対前年同月比は9.9%増となっている。

夜間対応型訪問介護の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位:千円)	21.6	23.4	25.2	25.1	25.6	24.6	25.0	26.0	25.1	25.7	25.0
対前年同月比	-	-	16.7%	20.9%	18.1%	16.1%	20.5%	21.1%	6.4%	7.1%	9.9%

②小規模多機能型居宅介護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で72億円、対前年同月比は41.8%増となっている。
注:受給者の対前年同月比33.7%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で19万円、対前年同月比は6.1%増となっている。

小規模多機能型居宅介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額	175.7	176.7	186.1	184.1	186.1	186.7	186.0	186.7	186.9	187.2	186.9
(単位:千円)											
対前年同月比	-	-	6.0%	5.6%	6.3%	6.2%	5.9%	5.6%	6.2%	6.0%	6.1%

③認知症対応型共同生活介護(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で378億円、対前年同月比は5.3%増となっている。
注:受給者の対前年同月比4.2%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で26万円、対前年同月比は1.1%増となっている。

認知症対応型共同生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額	263.5	262.4	266.1	261.0	269.6	261.8	270.5	270.8	262.8	271.2	262.8
(単位:千円)											
対前年同月比	-	-	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	0.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%

施設系サービス(予防を含む)

- 費用額は、平成21年11月分で2,440億円、対前年同月比は4.3%増となっている。
注:受給者の対前年同月比0.7%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で29万円、対前年同月比は3.5%増となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
平成20年(千円)	277.2	286.3	278.4	287.6	288.4	279.1	287.2	278.2
平成21年(千円)	284.5	294.6	286.8	296.4	297.1	288.2	296.9	288.1
対前年同月比(%)	2.6	2.9	3.0	3.1	3.0	3.2	3.4	3.5

①介護福祉施設サービス

- 費用額は、平成21年11月分で1,163億円、対前年同月比は6.2%増となっている。
注:受給者の対前年同月比1.7%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で27万円、対前年同月比は4.4%増となっている。

介護老人福祉施設サービスの1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月~9月	平成20年 10月~ 平成21年 3月	平成21年 4月~9月	平成21年						10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位:千円)	260.5	259.1	270.2	264.2	273.2	265.7	274.9	275.6	267.5	276.2	267.8
対前年同月比	-	-	3.7%	3.4%	3.6%	3.7%	3.8%	3.8%	4.1%	4.3%	4.4%

② 介護保健施設サービス

- 費用額は、平成21年11月分で925億円、対前年同月比は7.7%増となっている。
注：受給者の対前年同月比2.4%の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で29万円、対前年同月比は5.2%増となっている。

介護保健施設サービスの1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位：千円)	274.4	273.9	287.8	279.8	290.4	283.4	293.4	294.5	285.3	293.4	285.4
対前年同月比	-	-	4.9%	4.5%	4.9%	5.0%	5.2%	4.8%	5.0%	5.2%	5.2%

③ 介護療養施設サービス

- 費用額は、平成21年11月分で352億円、対前年同月比は▲8.9%減となっている。
注：受給者の対前年同月比▲8.8%減の影響を含む。
- 受給者1人あたり費用額は、平成21年11月分で38万円、対前年同月比は▲0.2%減となっている。

介護療養施設サービスの1人あたり費用額の推移

	平成20年 4月～9月	平成20年 10月～ 平成21年 3月	平成21年 4月～9月							10月	11月
				4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (単位：千円)	390.4	388.5	388.4	380.3	392.0	382.2	395.0	395.9	384.8	396.2	383.8
対前年同月比	-	-	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.8%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.2%

3. 主な加算の請求事業所に対する取得状況（平成21年10月分）

- サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算の取得率は、施設系サービスで8～9割台である。
- 一方、訪問介護及び居宅介護支援の特定事業所加算の取得率は、1割台となっている。

○ サービス提供体制強化加算

	請求事業所数	加算取得事業所数	加算取得割合 (%)
訪問看護(予防を除く)	7,787	3,601	46.2%
訪問リハビリテーション(予防を除く)	3,086	2,119	68.7%
通所介護(予防を除く)	24,941	13,059	52.4%
通所リハビリテーション(予防を除く)	6,691	5,523	82.5%
短期入所生活介護(予防を除く)	7,538	6,634	88.0%
夜間対応型訪問介護	92	11	12.0%
小規模多機能型居宅介護(予防を除く)	2,206	1,167	52.9%
認知症対応型共同生活介護(予防を除く)	9,958	6,514	65.4%
介護老人福祉施設	6,157	2,194	35.6%
介護老人保健施設	3,654	3,532	96.7%
介護療養型医療施設	2,063	1,733	84.0%

計 96.4%

○ 日常生活継続支援加算

	請求事業所数	加算取得事業所数	加算取得割合 (%)
介護老人福祉施設	6,157	3,740	60.7%

○ 特定事業所加算

	請求事業所数	加算取得事業所数	加算取得割合 (%)
訪問介護	25,639	3,995	15.6%
居宅介護支援	31,256	4,771	15.3%

(参考)主な加算の内容

○ サービス提供体制強化加算

- ① 介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについての評価
- ② 職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価
- ③ 24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価

○ 日常生活継続支援加算

介護度が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設を評価するとともに、基準を上回る夜勤職員の配置を評価

○ 特定事業所加算

訪問介護員等及びサービス提供責任者について、介護職員基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点の評価

< 目 次 >

介護報酬改定後の動向

I. 介護費用の動向

- A. 費用額（予防を含む）の推移
- B. 受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移

《サービス分類別・受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移》

- A. 居宅系サービス（予防を含む）
- B. 居宅介護支援・介護予防支援
- C. 地域密着系サービス（予防を含む）
- D. 施設系サービス（予防を含む）

II. 主な各サービスの動向

- A. 訪問介護（介護予防含む）
- B. 訪問看護（予防を含む）
- C. 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- D. 通所介護（予防を含む）
- E. 通所リハビリテーション（予防を含む）
- F. 福祉用具貸与（予防を含む）
- G. 短期入所生活介護（予防を含む）
- H. 特定施設入居者生活介護（予防を含む）
- I. 居宅介護支援（予防を含む）
- J. 夜間対応型訪問介護
- K. 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- L. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- M. 介護福祉施設サービス
- N. 介護保健施設サービス
- O. 介護療養施設サービス

I. 介護費用額の動向

- 介護給付費実態調査月報（厚生労働省大臣官房統計情報部）を基に算出
- 「費用額」とは、保険給付額と公費負担額、利用料負担額（公費の本人負担額を含む。）の合計額である
- 「受給者1人あたり費用額」とは、各サービスにおける費用額を各サービスごとの受給者数で除した額である。

A. 費用額（予防を含む）の推移

- 費用額の対前年同月比は平均6.9%増（平成21年4～9月分）、7.9%増（平成21年11月分）で推移
- ※上記の対前年同月比率には、受給者数の影響が含まれている。
（平均4.1%増（平成21年4～9月分）、4.0%増（平成21年11月分））

《費用額の比較》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(億円)	5,462.7	5,634.0	5,532.3	5,723.7	5,665.5	5,615.9	5,789.2	5,561.3
平成21年(億円)	5,783.9	5,968.0	5,974.5	6,136.1	6,094.3	5,996.8	6,186.3	6,001.2
対前年同月比(%)	5.9	5.9	8.0	7.2	7.6	6.8	6.9	7.9
※受給者対前年同月比(%)	3.2	4.3	4.1	4.2	4.5	4.0	3.7	4.0

B. 受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均2.7%増（平成21年4～9月分）、3.7%増（平成21年11月分）で推移

《受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	147,317.5	150,288.6	147,307.7	152,134.4	150,641.4	148,491.9	152,084.9	145,929.1
平成21年(円)	151,213.1	152,689.0	152,763.7	156,533.0	155,044.6	152,399.8	156,722.7	151,358.1
対前年同月比(%)	2.6	1.6	3.7	2.9	2.9	2.6	3.0	3.7

《サービス分類別・受給者1人あたり費用額（予防を含む）の推移》

A. 居宅系サービス（予防を含む）

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均3.2%増（平成21年4～9月分）、4.6%増（平成21年11月分）で推移

《居宅系サービスの受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	89,650.9	90,985.8	89,593.3	93,032.7	90,419.3	90,908.9	93,243.2	88,189.3
平成21年(円)	92,550.7	91,855.6	94,256.8	96,149.3	93,762.5	93,263.9	95,943.3	92,202.4
対前年同月比(%)	3.2	1.0	5.2	3.3	3.7	2.6	2.9	4.6

B. 居宅介護支援・介護予防支援

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均11.1%増（平成21年4～9月分）、13.3%増（平成21年11月分）で推移

《居宅介護支援・介護予防支援の受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	9,453.4	9,444.2	9,436.9	9,422.6	9,420.6	9,418.5	9,421.6	9,408.9
平成21年(円)	10,347.9	10,401.1	10,473.6	10,506.0	10,546.4	10,575.0	10,628.3	10,663.1
対前年同月比(%)	9.5	10.1	11.0	11.5	12.0	12.3	12.8	13.3

C. 地域密着系サービス（予防を含む）

- 受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均0.5%増（平成21年4～9月分）、1.1%増（平成21年11月分）で推移

《地域密着型サービスの受給者1人あたり費用額》

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	212,799.3	218,420.1	212,128.5	218,561.7	217,815.0	212,529.6	218,325.0	210,897.8
平成21年(円)	213,183.1	218,599.2	214,068.6	219,875.1	219,057.8	213,924.9	219,609.5	213,202.7
対前年同月比(%)	0.2	0.1	0.9	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1

D. 施設系サービス（予防を含む）

○受給者1人あたり費用額対前年同月比は平均3.0%増（平成21年4～9月分）、3.5%増（平成21年11月分）で推移

＜施設サービスの受給者1人あたり費用額＞

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
平成20年(円)	277,232.1	286,276.2	278,446.7	287,588.1	288,390.5	279,135.6	287,159.6	278,249.2
平成21年(円)	284,506.8	294,553.3	286,799.9	296,390.0	297,052.7	288,152.0	296,933.1	288,070.2
対前年同月比(%)	2.6	2.9	3.0	3.1	3.0	3.2	3.4	3.5

II. 主な各サービスの動向

A. 訪問介護（予防含む）

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均5.1%増（平成21年4～9月分）、7.8%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月増加率は平均1.4%増（平成21年4～9月分）、2.1%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は3.7%増（平成21年4～9月分）、5.5%増（平成21年11月分）で推移

訪問介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年		平成21年							
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	48.7	47.7	50.4	50.1	50.2	50.1	50.7	51.5	50.1	50.0	51.2	49.6
対前年同月比	-	-	3.7%	3.2%	3.2%	1.8%	5.0%	4.0%	4.4%	3.5%	3.8%	5.5%

出典 介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- 特定事業所加算の事業所取得割合(※)は、平成21年4月分で訪問介護は12.8%、平成21年10月分で15.6%となっている。

※特定事業所加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。(以下、同じ。)

【参考】報酬改定の概要

訪問介護員等及びサービス提供責任者について、介護職員基礎研修の受講、介護福祉士の資格取得など段階的なキャリアアップを推進する観点から、要件を見直し。

➤ 算定要件

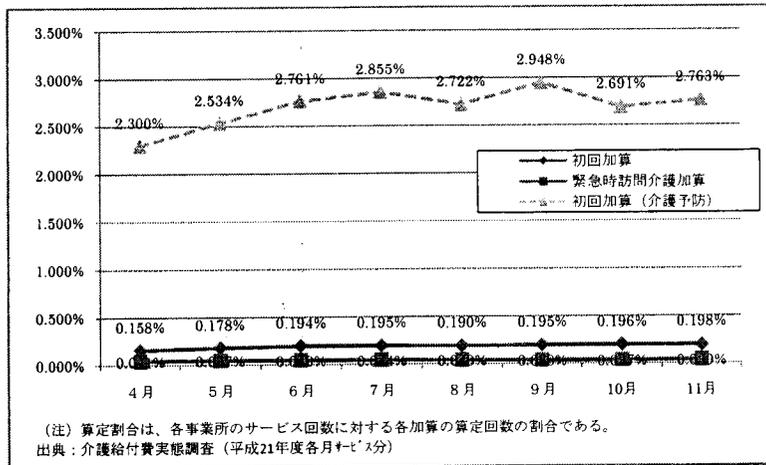
以下の要件に該当する事業所

- ①体制要件（計画的な研修の実施や利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催等）
- ②人材要件（介護福祉士等の資格保有割合が、訪問介護員等の総数の一定割合を超える場合やサービス提供責任者が介護福祉士等の実務経験が一定以上ある者）
- ③重要介護者等対応要件（前年度又は前3ヶ月の利用者のうち、要介護4～5、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の総数が一定以上）

- 初回加算の算定割合は、介護予防訪問介護は2%台、訪問介護は0.1%台で推移
- 緊急時訪問介護加算の算定割合は、0.05%を下回る状況で推移

【参考】報酬改定の概要

サービス提供責任者について、特に労力のかかる初回及び緊急時の対応を評価



B. 訪問看護(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均5.1%増(平成21年4～9月分)、10.2%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均3.1%増(平成21年4～9月分)、4.3%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.9%増(平成21年4～9月分)、5.7%増(平成21年11月分)で推移

訪問看護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	42.5	41.6	43.3	43.6	40.8	45.0	45.5	42.8	42.1	44.2	41.6
対前年同月比	-	-	1.9%	2.4%	-3.1%	6.1%	2.7%	3.3%	-0.1%	-0.1%	5.7%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合(※)は、訪問介護では、平成21年4月分は40.6%、平成21年10月分は46.2%となっている。
- また、介護予防訪問看護では、平成21年4月分は48.6%、平成21年10月分は55.1%となっている。

※サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。(以下、同じ。)

【参考】報酬改定の概要

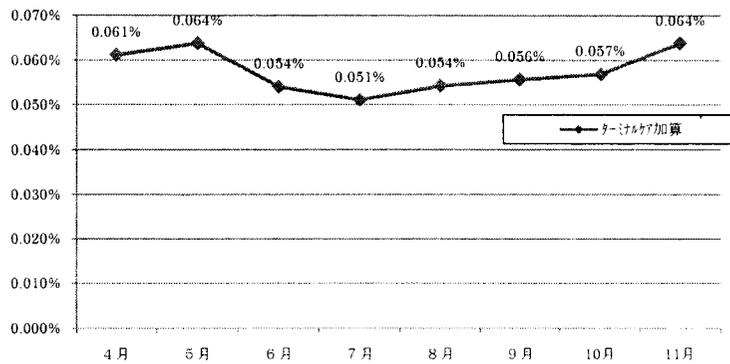
- ①介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについての評価
- ②職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについての評価
- ③24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価

○ターミナルケア加算の算定割合は、0.05～0.06%台で推移

【参考】報酬改定の概要

ターミナルケアの充実を図り、医療保険との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算の算定要件の緩和及び評価の見直し。

- 評価の見直し 1,200単位/死亡月 → 2,000単位/死亡月
- 算定要件
 - ① 死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施
 - ② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施



(注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する当該加算の算定回数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

C. 訪問リハビリテーション（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均30.9%増（平成21年4～9月分）、38.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均12.4%増（平成21年4～9月分）、13.6%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均16.5%増（平成21年4～9月分）、21.7%増（平成21年11月分）で推移

訪問リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年		平成21年							
	4月～9月	10月～9月	4月～9月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	28.1	25.5	30.5	30.5	30.4	28.1	32.2	32.5	30.0	29.5	31.6	29.3
対前年同月比	-	-	16.5%	16.2%	8.2%	22.2%	18.1%	19.0%	14.1%	15.0%	15.0%	21.2%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

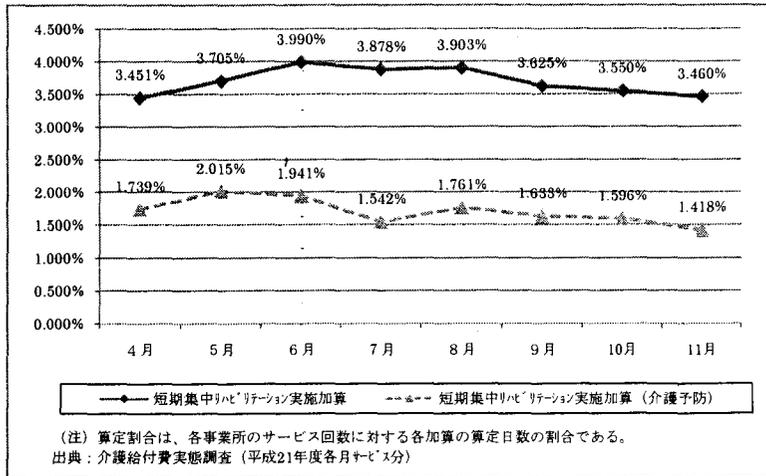
【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、訪問リハビリテーションでは、平成21年4月分は68.5%、平成21年10月分は63.0%となっている。
- また、介護予防訪問リハビリテーションでは、平成21年4月分は76.1%、平成21年10月分は71.0%となっている。

- 短期集中リハビリテーション実施加算の算定割合は、介護サービスでは3.5～3.9%台を推移し、一方、介護予防サービスにおいては、1.5～2.0%台を推移。

【参考】報酬改定の概要

早期かつ集中的なリハビリテーションを推進する観点から、短期集中リハビリテーション実施加算の評価の見直し。



D. 通所介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 費用額対前年同月比は平均9.1%増（平成21年4～9月分）、10.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均6.5%増（平成21年4～9月分）、6.1%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均2.5%増（平成21年4～9月分）、3.8%増（平成21年11月分）で推移

通所介護（予防含む）の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月	11月
	4月～9月	10月～12月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
1人あたり費用額 (1月平均) (単位：千円)	66.0	66.7	69.7	69.0	68.0	70.2	71.8	69.4	69.8	71.5	68.2
対前年同月比	-	-	2.5%	3.0%	-0.5%	5.2%	2.7%	2.9%	1.8%	1.8%	3.8%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、通所介護では、平成21年4月分は49.8%、平成21年10月分は52.4%となっている。
また、介護予防通所介護では、平成21年4月分は52.1%、平成21年10月分は54.9%となっている。

- 個別機能訓練加算の算定割合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）が45%前後を横ばいで推移し、個別機能訓練加算（Ⅱ）が10%前後で横ばいに推移。

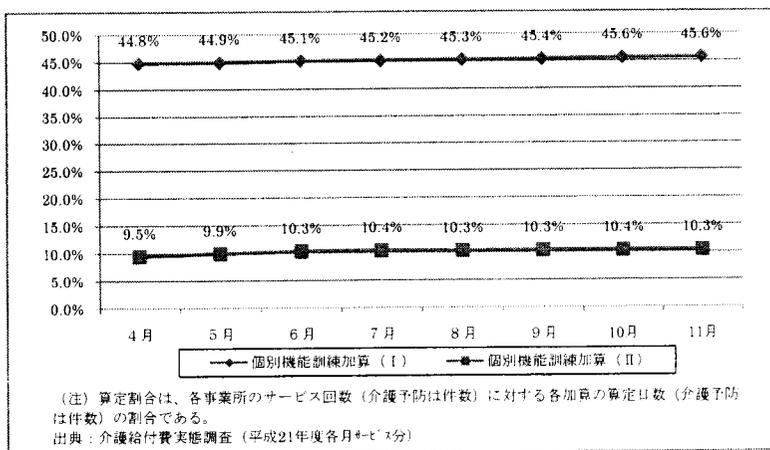
【参考】報酬改定の概要

常勤の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画に基づき、利用者の多様なニーズに対応する複数の機能訓練メニューを提供する場合を評価するため、個別機能訓練加算（Ⅱ）を新設

- 従来の個別機能訓練加算（27単位）は、「個別機能訓練加算（Ⅰ）」に名称変更
- 個別機能訓練加算（Ⅱ）を新設（42単位）

<算定要件>

- ①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置
- ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種が共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている。
- ③個別機能訓練計画の作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っている。

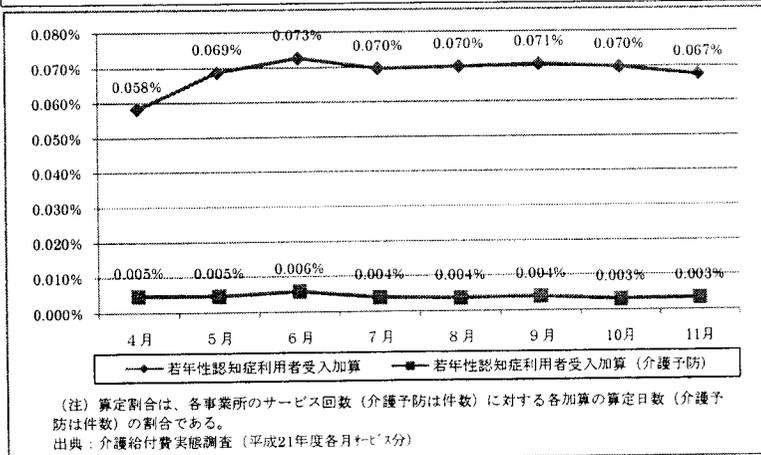


○若年性認知症患者受入加算の算定は、介護サービスは0.05～0.07%台で横ばいに推移し、介護予防サービスは0.005%以下で、緩やかに下降傾向で推移

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

※上記加算の新設に伴い、それまでの「若年性認知症ケア加算(60単位)」は廃止。



E. 通所リハビリテーション(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 通所リハビリテーションの費用額対前年同月比は平均6.3%増(平成21年4～9月分)、9.0%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均1.8%増(平成21年4～9月分)、2.1%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.4%増(平成21年4～9月分)、6.7%増(平成21年11月分)で推移

通所リハビリテーション(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	10月～平成21年3月								
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	69.3	67.7	72.3	71.8	69.4	74.1	75.1	71.9	71.4	74.3	70.1	
対前年同月比	-	-	4.4%	4.3%	0.7%	7.9%	4.8%	5.5%	3.1%	3.8%	6.7%	

出典：介護給付費実態調査(毎月サービス提供分)

【加算等】

○サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、通所リハビリテーションでは、平成21年4月分は79.9%、平成21年10月分は82.5%となっている。
また、介護予防通所リハビリテーションでは、平成21年4月分は79.8%、平成21年10月分は82.2%となっている。

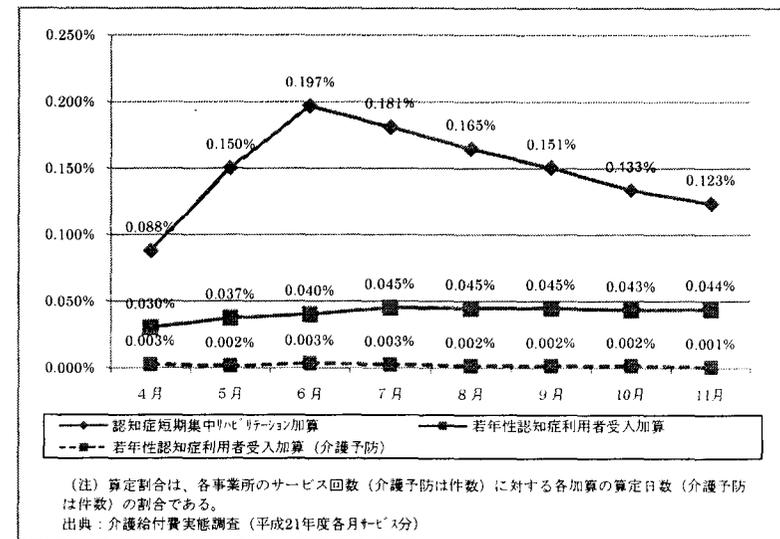
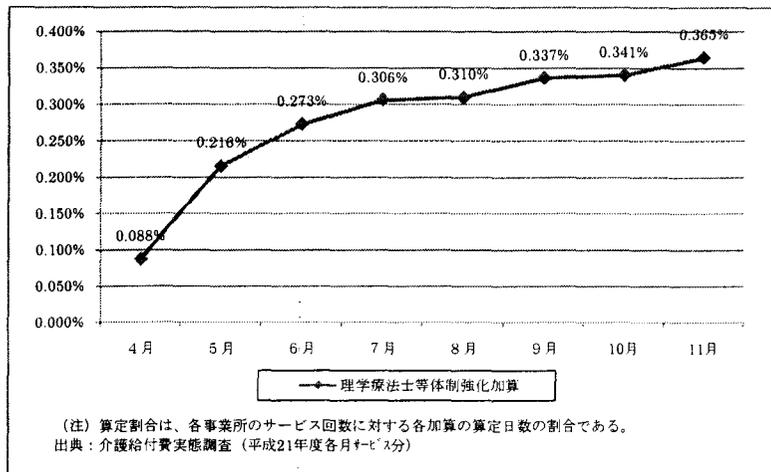
○理学療法士等体制強化加算の算定割合は増加傾向で推移し、平成21年11月分で0.37%となっている。

【参考】報酬改定の概要

常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置している場合に評価

➤ 理学療法士体制強化加算(新規) → 30単位/日

※1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションについてのみ加算



○認知症短期集中リハビリテーション加算の算定割合は、平成 21 年4月分から上昇し、平成 21 年6月分を頂点にその後は下降し平成 21 年11月分で0.12%となっている。

【参考】報酬改定の概要

○認知症短期集中リハビリテーション加算

対象を中等度・重度の者に拡大するとともに、通所リハビリテーションにおける実施について評価

➤ 認知症短期集中リハビリテーション → 240 単位/日

○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは緩やかに増加し、平成 21 年11月分で0.04%となっている。

一方、介護予防サービスでは0.003%以下を横ばいに推移し、平成 21 年11月分で0.001%となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

※上記加算の新設に伴い、それまでの「若年性認知症ケア加算（60 単位）」は廃止。

F. 福祉用具貸与（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 福祉用具貸与の費用額対前年同月比は平均8.2%増（平成21年4～9月分）、8.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均10.4%増（平成21年4～9月分）、10.8%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均△2.0%減（平成21年4～9月分）、△2.2%減（平成21年11月分）で推移
- 介護度別受給者割合では、要支援2及び要介護1の割合が増加し、要介護2及び要介護3の割合は減少している。

【参考】要介護度の比較（平成20年4月→平成21年4月）

- ・主な増加…要支援2（7.4%→8.7%）、要介護1（9.0%→10.8%）
- ・主な減少…要介護2（25.9%→25.1%）、要介護3（23.9%→22.3%）

福祉用具貸与(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	14.7	14.6	14.4	14.5	14.4	14.4	14.4	14.4	14.3	14.3	14.3
対前年同月比	-	-	-2.0%	-1.8%	-1.8%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.2%	-2.2%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

G. 短期入所生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 短期入所生活介護の費用額対前年同月比は平均8.6%増（平成21年4～9月分）、8.7%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均6.8%増（平成21年4～9月分）、6.0%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.7%増（平成21年4～9月分）、2.6%増（平成21年11月分）で推移

短期入所生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	89.9	89.6	91.5	90.6	91.7	90.6	91.9	92.9	90.6	90.7	89.9
対前年同月比	-	-	1.7%	1.5%	2.0%	1.9%	1.9%	1.7%	1.1%	2.1%	2.6%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、短期入所生活介護では、平成21年4月分は85.4%、平成21年10月分は88.0%となっている。
また、介護予防短期入所生活介護では、平成21年4月分は82.7%、平成21年10月分は86.8%となっている。

- 夜勤職員配置加算の算定割合は、夜勤職員配置加算（Ⅰ）が年度当初に比べると急激に上昇しており、平成21年11月分では42.9%の算定となっている。
一方、夜勤職員配置加算（Ⅱ）は、年度当初に比べると緩やかに上昇しており、平成21年11月分では13.9%の算定となっている。

【参考】報酬改定の概要

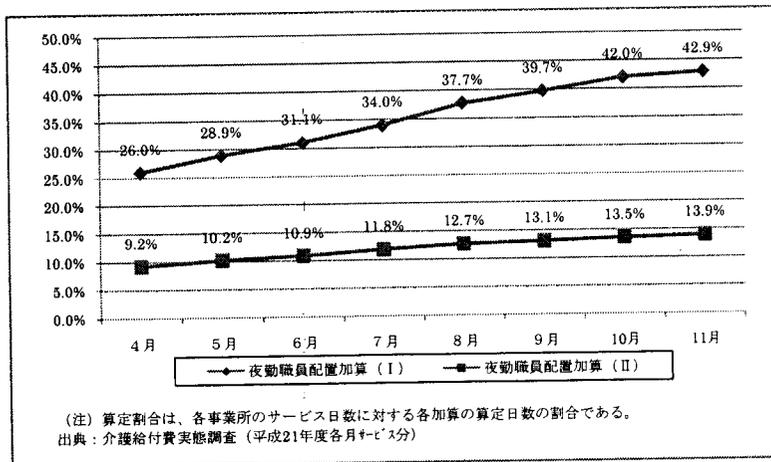
基準を上回る夜勤職員の配置を評価する。

➢ 算定要件

夜勤を行う介護職員・看護職員の数、最低基準を1人以上上回っている場合

➢ 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位……ユニット型以外

➢ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位……ユニット型



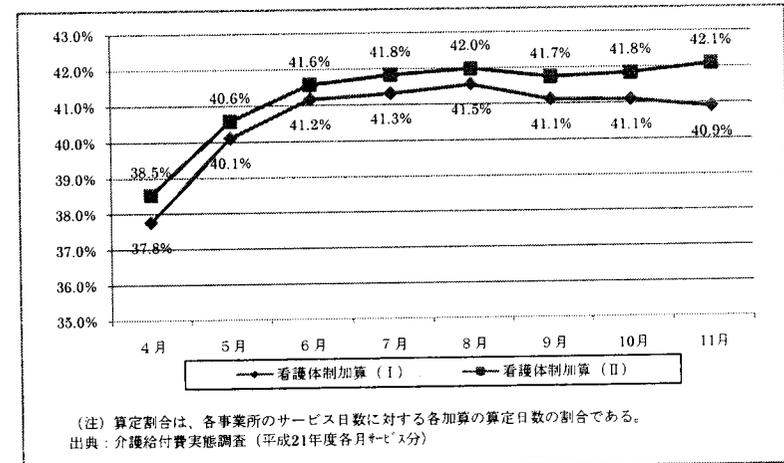
○看護体制加算の算定割合は、看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）とも年度当初に比べると上昇しており、看護体制加算（Ⅰ）では平成21年11月分で42.1%、看護体制加算（Ⅱ）では平成21年8月分を頂点に若干下降し、平成21年11月分で40.9%の算定となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価。

➤ 算定要件

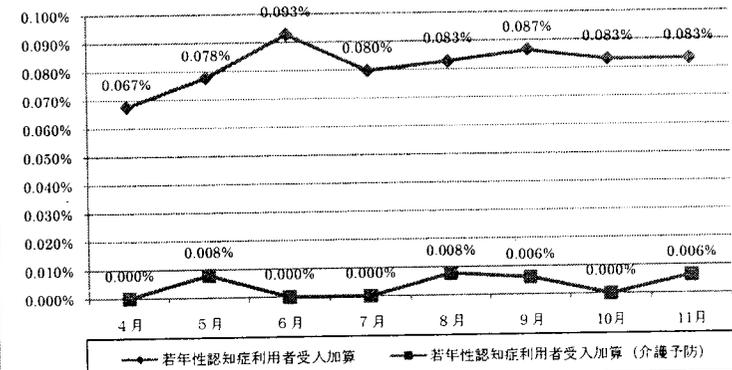
- ・看護体制加算（Ⅰ） 4単位
常勤の看護師を1名以上配置
- ・看護体制加算（Ⅱ） 8単位
 - ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごと1名以上配置
 - ②当該事務所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保



○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは0.06~0.09%の間を推移し、介護予防サービスでは0.01%以下に止まっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価



H. 特定施設入居者生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 特定施設入居者生活介護の費用額対前年同月比は平均14.7%増（平成21年4～9月分）、14.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均9.5%増（平成21年4～9月分）、9.0%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.7%増（平成21年4～9月分）、4.8%増（平成21年11月分）で推移

特定施設入居者生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	179.4	179.4	187.9	183.9	190.1	185.1	191.3	191.0	185.8	192.0	186.1
対前年同月比	-	-	4.7%	4.7%	4.8%	4.8%	4.8%	4.6%	4.6%	5.1%	4.8%

出典：介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

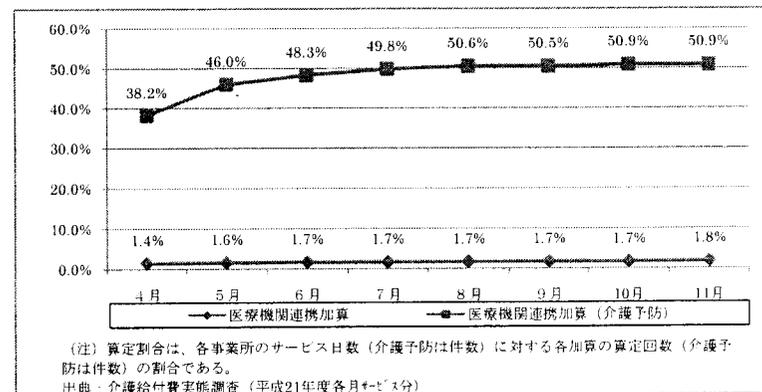
- 医療機関連携加算の算定割合は、介護予防サービスでは平成21年4月分には比べ7月サービス分まで増加し、その後横ばいに推移している。平成21年11月分では5.09%となっている。
- 一方、介護サービスでは1.3～1.7%台の間で横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合を評価

- 医療機関連携加算 80単位/月
- 算定要件

看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録するとともに、当該利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医に対して、看護職員が当該利用者の健康状況について月1回以上情報を提供した場合



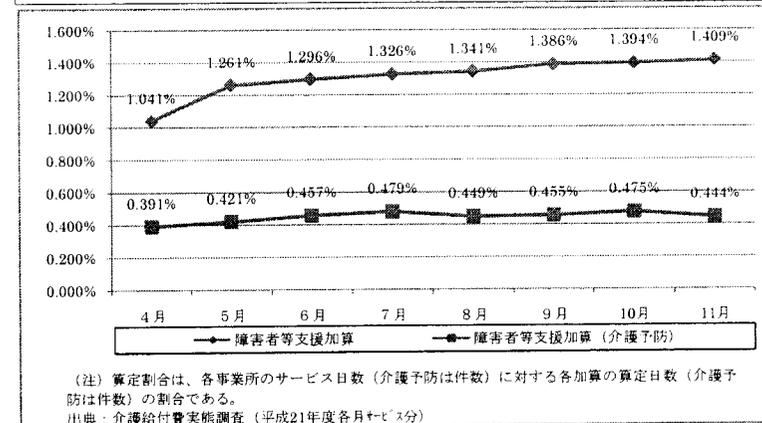
- 障害者等支援加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年5月分移行緩やかに上昇傾向にあり、平成21年11月分では1.4%となっている。
- 一方、介護予防サービスでは0.4%前後を横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、知的障害や精神障害等により特に支援を必要とする利用者に対して基本サービスを提供した場合を評価

- 障害者等支援加算 20単位/日
- 算定要件

養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、精神上の障害等により特に支援を必要とする者に対して基本サービスを行った場合



1. 居宅介護支援（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 居宅介護支援・介護予防支援の費用額対前年同月比は平均15.6%増（平成21年4～9月分）、18.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月増加率が平均4.1%増（平成21年4～9月分）、4.4%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平成11.1%増（平成21年4～9月分）、13.3%増（平成21年11月分）で推移

介護予防支援・居宅介護支援の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	9.4	9.4	10.5	10.3	10.4	10.5	10.5	10.5	10.6	10.6	10.7
対前年同月比	-	-	11.1%	9.5%	10.1%	11.0%	11.5%	12.0%	12.3%	12.8%	13.3%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- 特定事業所加算の事業所取得割合は、居宅介護支援は平成21年4月分で10.7%、平成21年10月分で15.3%となっている。

【参考】報酬改定の概要

事業所の独立性を高める観点から、実態に即し段階的に評価する仕組みに見直し。

➢ 算定方針

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価

対象事業所は、以下の要件に該当するモデル的な居宅介護支援事業所

- ①公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所
- ②常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されているか。

- 居宅介護支援の医療連携加算の算定割合は、平成21年4月分の0.71%から上昇していたが、平成21年7月分の0.96%を頂点に若干下降傾向にある。平成21年11月分で0.89%である。

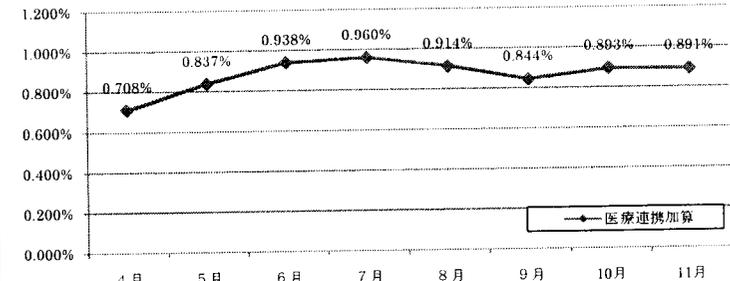
【参考】報酬改定の概要

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所に関する必要な情報の提供を求めることや、その他の連携を行った場合の評価

- 医療連携加算 150単位/月（利用者1人につき1回を限度）

➢ 算定要件

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合



(注)算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の算定回数の割合である。
出典:介護給付費実態調査(平成21年度各月サービス分)

- 退院・退所加算(Ⅱ)の算定割合は、平成21年4月以降、0.8～1.0%の間を推移し、退院・退所加算(Ⅰ)の算定割合は、平成21年4月以降、0.4～0.6%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることや、その他の連携を行った場合の評価

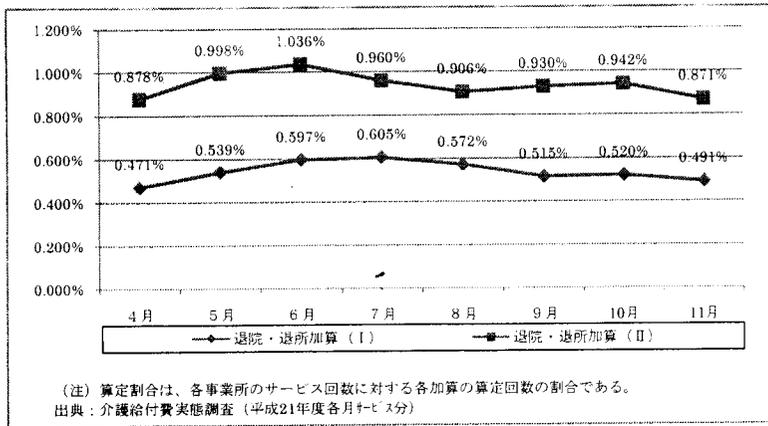
- 退院・退所加算(Ⅰ) 400単位/月

- 退院・退所加算(Ⅱ) 600単位/月

➢ 算定要件

退院・退所加算(Ⅰ)…入院期間又は入所期間が30日以下の場合

退院・退所加算(Ⅱ)…入院期間又は入所期間が30日を超える場合

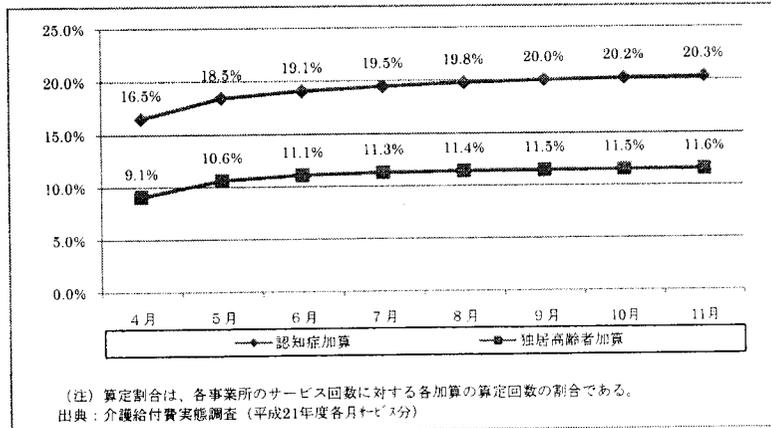


○認知症加算の算定割合は、平成21年4月分以降緩やかに上昇し、平成21年11月分で20.3%となっている。
一方、独居高齢者加算の算定割合は、平成21年4月分以降緩やかに上昇し、平成21年11月分で11.6%となっている。

【参考】報酬改定の概要

ケアマネジメントを行うに際し、特に労力を要する認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者等、独居高齢者に対する支援等について評価

- 認知症加算 150単位/月
- 独居高齢者加算 150単位/月

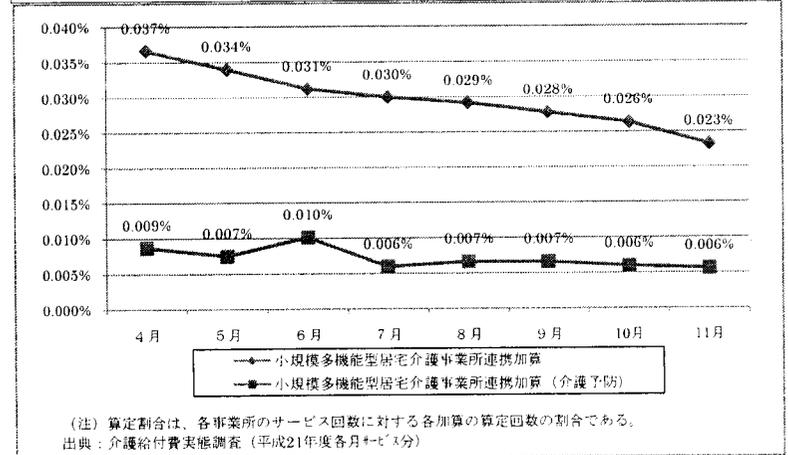


○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降下降し、平成21年11月分では0.02%となっている。
一方、介護予防サービスでは、平成21年4月以降0.01%以下で緩やかに下降している。

【参考】報酬改定の概要

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護へと以降する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等の評価

- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月



J. 夜間対応型訪問介護

【受給者数及び費用額等】

- 夜間対応型訪問介護の費用額対前年同月比は平均77.5%増(平成21年4~9月分)、51.3%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均52.2%増(平成21年4~9月分)、37.6%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均16.7%増(平成21年4~9月分)、9.9%増(平成21年11月分)で推移

夜間対応型訪問介護の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	21.6	23.4	25.2	25.1	25.6	24.6	25.0	26.0	25.1	25.7	25.0
対前年同月比	-	-	16.7%	20.9%	18.1%	16.1%	20.5%	21.1%	6.4%	7.1%	9.9%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

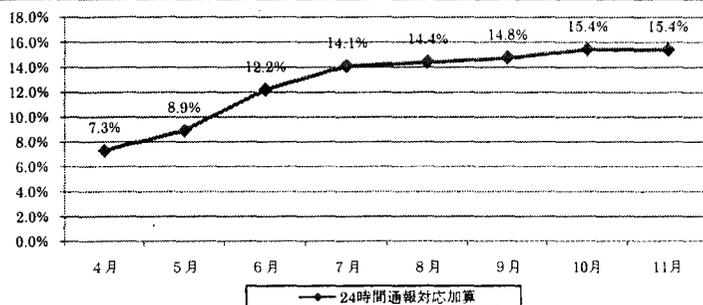
【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は9.6%、平成21年10月分は12.0%となっている。

- 24時間通報対応加算の算定割合は、4月サービス分の7.3%から上昇を続け、直近月となる11月サービス分は、15.4%となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の24時間の安心確保に資する仕組みを構築するとともに、看護師、介護福祉士等とされているオペレーターの資格要件に、准看護師及び介護支援専門員を追加



(注)算定割合は、各事業所のサービス件数に対する各加算の算定件数の割合である。
出典:介護給付費実態調査(平成21年度各月サービス分)

K. 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 小規模多機能型居宅介護の費用額対前年同月比は平均51.5%増(平成21年4~9月分)、41.8%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均42.9%増(平成21年4~9月分)、33.7%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均6.0%増(平成21年4~9月分)、6.1%増(平成21年11月分)で推移

小規模多機能型居宅介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額(1月平均)(単位:千円)	175.7	176.7	186.1	184.1	186.1	186.7	186.0	186.7	186.9	187.2	186.9
対前年同月比	-	-	6.0%	5.6%	6.3%	6.2%	5.9%	5.6%	6.2%	6.0%	6.1%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、小規模多機能型居宅介護では、平成21年4月分は47.6%、平成21年10月分は52.9%となっている。
また、介護予防小規模多機能型居宅介護では、平成21年4月分は51.0%、平成21年10月分は54.8%となっている。

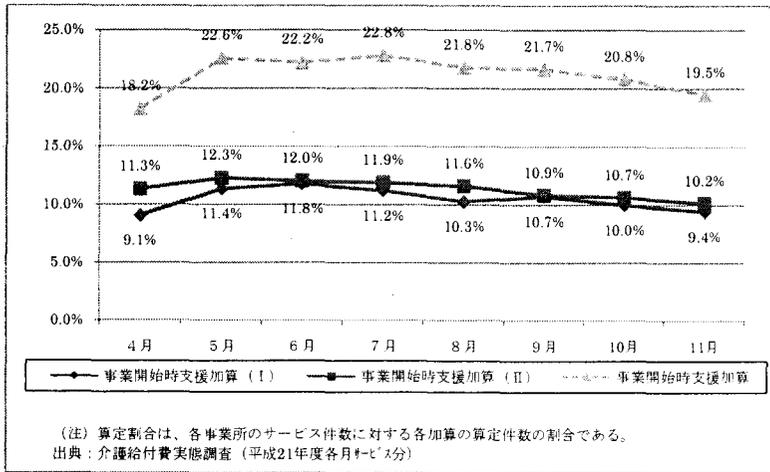
○事業開始時支援加算

介護サービスの事業開始時支援加算(I)の算定割合は、9.1~11.8%、事業開始時支援加算(II)の算定割合は、10.6~12.3%となっており、横ばいで推移。

一方、介護予防サービスの事業開始時支援加算は、4月サービス分の18.2%から上昇し、7月サービス分以降は下降して推移。

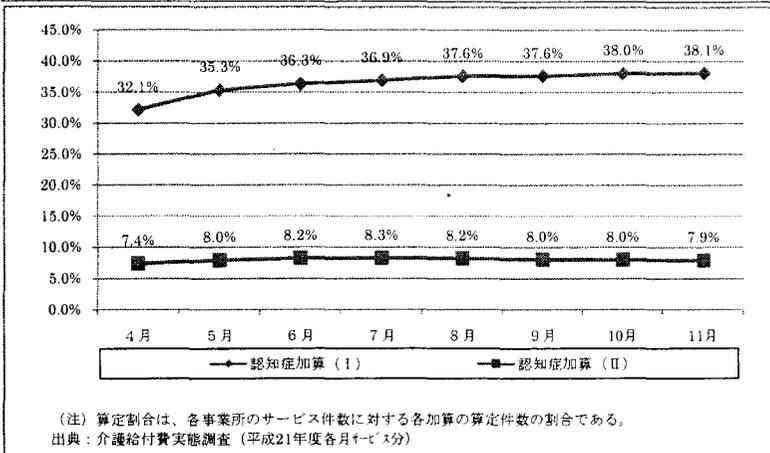
【参考】報酬改定の概要

居宅介護支援事業者との連携の推進や利用者の増加を図るとともに、宿泊サービス利用者がいない場合の夜勤職員の配置基準の見直しにより、事業開始後の一定期間における経営の安定化を図るための評価



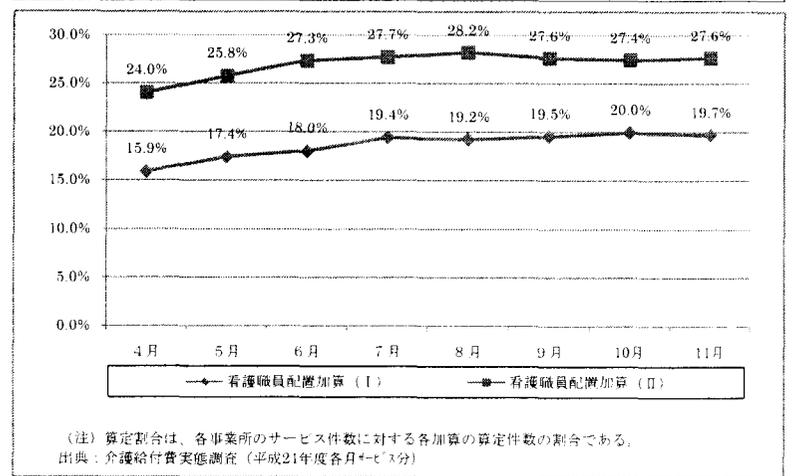
○認知症加算
 認知症加算（Ⅰ）の算定割合は、4月サービス分では32.1%から緩やかに上昇し、11月サービス分では38.1%で推移。
 一方、認知症加算（Ⅱ）の算定割合は、7.4～8.3%の間で横ばいに推移。

【参考】報酬改定の概要
 認知症高齢者等への対応を評価



○看護職員配置加算
 看護職員配置加算（Ⅰ）の算定割合は、4月サービス分15.9%から緩やかに上昇し、11月サービス分では19.7%で推移。
 一方、看護職員配置加算（Ⅱ）の算定割合は、4月サービス分24.0%から緩やかに上昇し、6月サービス分以降は横ばいに推移。

【参考】報酬改定の概要
 常勤の看護職員の配置を評価



L. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 認知症対応型共同生活介護の費用額対前年同月比は平均5.5%増（平成21年4～9月分）、5.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均4.5%増（平成21年4～9月分）、4.2%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.0%増（平成21年4～9月分）、1.1%増（平成21年11月分）で推移

認知症対応型共同生活介護（予防含む）の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	263.5	262.4	266.1	261.0	268.6	261.8	270.5	270.8	262.8	271.2	262.8
対前年同月比	-	-	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	0.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

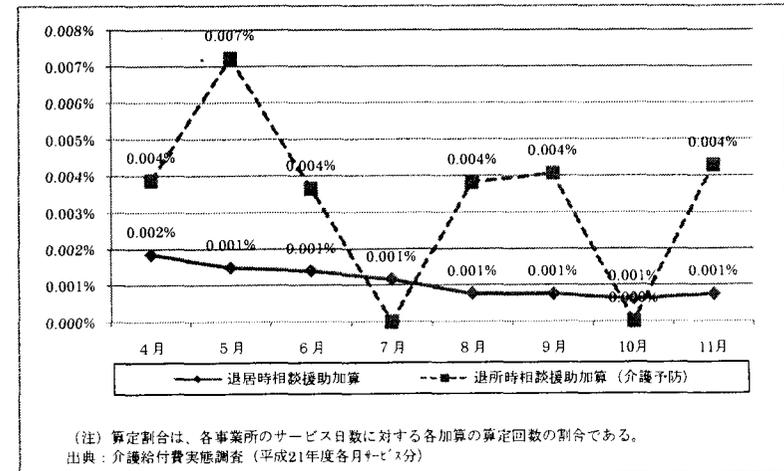
- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は58.2%、平成21年10月分は65.8%となっている。
また、介護予防認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は54.2%、平成21年10月分は61.3%となっている。

- 退居時相談援助加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降徐々に下降しており、一方、介護予防サービスは母数が少ないため、各月によってバラツキが生じている。

【参考】報酬改定の概要

グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合を評価

- 退居時相談援助加算 400単位/回（利用者1人につき1回を限度）

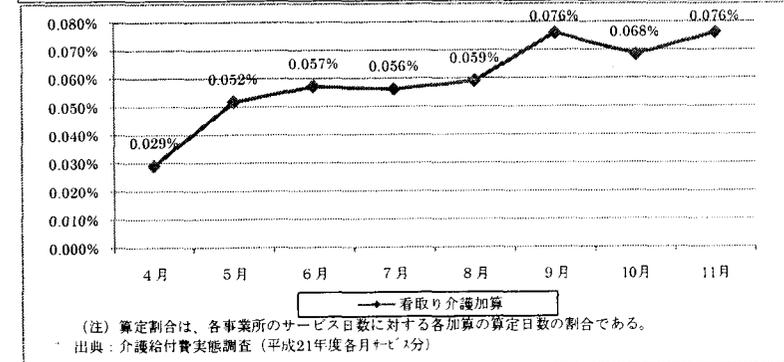


- 看取り介護加算の算定割合は、平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で0.08%となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の看取りへの対応を評価

- 看取り介護加算 80単位/日（死亡日以前30日を上限）

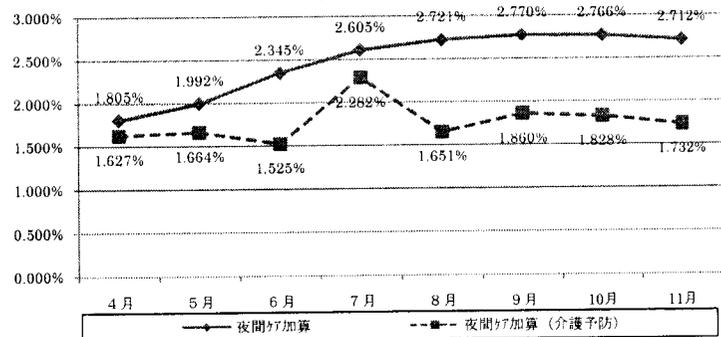


○夜間ケア加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で2.7%となっている。
 一方、介護予防サービスでは平成21年4月分以降バラツキはあるものの、概ね1.5～2.3%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

夜間職員の手厚い配置に対する評価

➢ 夜間ケア加算 25単位/日



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定割合は、介護サービスでは0.001～0.002%の間を推移している。
 一方、介護予防サービスでは、利用者がほとんどいないが、母数が少ないため変動が大きい（平成21年10月分で0.02%）

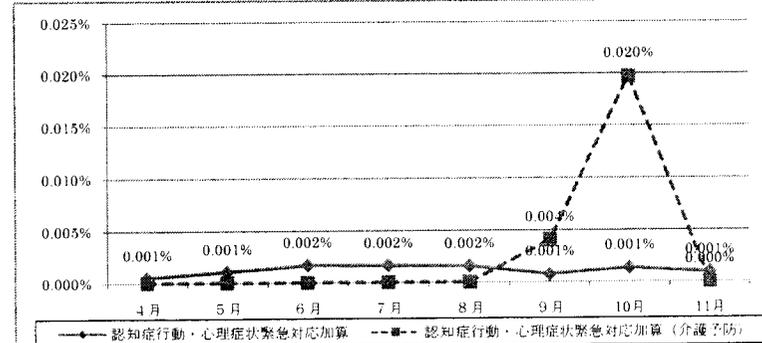
【参考】報酬改定の概要

家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者を緊急的に受け入れた場合の評価

➢ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（入所日から7日を限度）

➢ 算定要件

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者



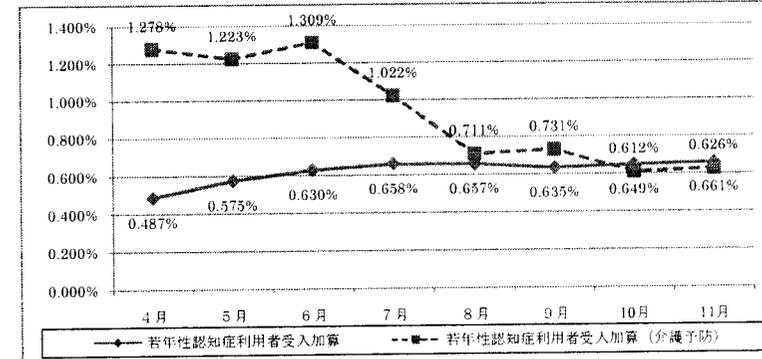
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分から緩やかに上昇し、平成21年11月分では0.66%となっている。
 一方、介護予防サービスでは、平成21年6月分以降、下降傾向であり、平成21年11月分では0.63%となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➢ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



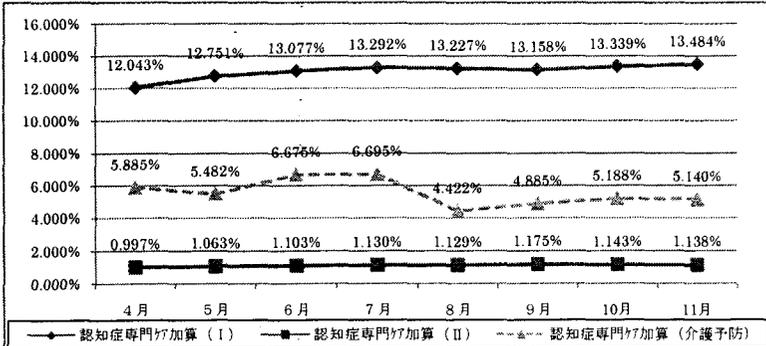
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○認知症専門ケア加算の算定割合は、介護サービスの認知症専門ケア加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）とも横ばいで推移しており、平成21年11月分では認知症専門ケア加算（Ⅰ）は13.5%、認知症専門ケア加算（Ⅱ）は1.1%となっている。
 一方、介護予防サービスの認知症専門ケア加算は平成21年4月分以降、4.4～6.7%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日



（注）算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

M. 介護福祉施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護福祉施設サービスの費用額対前年同月比は平均5.8%増（平成21年4～9月分）、6.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均2.0%増（平成21年4～9月分）、1.7%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均3.7%増（平成21年4～9月分）、4.4%増（平成21年11月分）で推移

介護老人福祉施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～11月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 （1月平均） （単位：千円）	260.5	259.1	270.2	264.2	273.2	265.7	274.9	275.6	267.5	276.2	267.8
対前年同月比			3.7%	3.4%	3.6%	3.7%	3.8%	3.8%	4.1%	4.3%	4.4%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は41.8%、平成21年10月分は35.6%となっている。

- 日常生活継続支援加算の事業所取得割合（※）は、平成21年4月分で51.7%、平成21年10月分は60.7%となっている。

※日常生活継続支援加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。

【参考】報酬改定の概要

介護度が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設を評価するとともに、基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- 日常生活継続支援加算 22単位/日
- 算定要件

次のいずれにも該当する場合

- ①入所者のうち、要介護4～5の割合が65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上であること。
- ②介護福祉士を入所者の数が6又は園は数を増すごとに1以上配置していること。

○夜勤職員配置加算の算定割合は、(Ⅰ)口では平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では40.3%となっている。
 その他の(Ⅰ)イ、(Ⅱ)イ及び(Ⅱ)口では、平成21年4月分以降若干上昇しているものの、ほぼ横ばいで推移し、平成21年11月分では(Ⅰ)イは12.0%、(Ⅱ)イは4.3%、(Ⅱ)口は11.7%となっている。

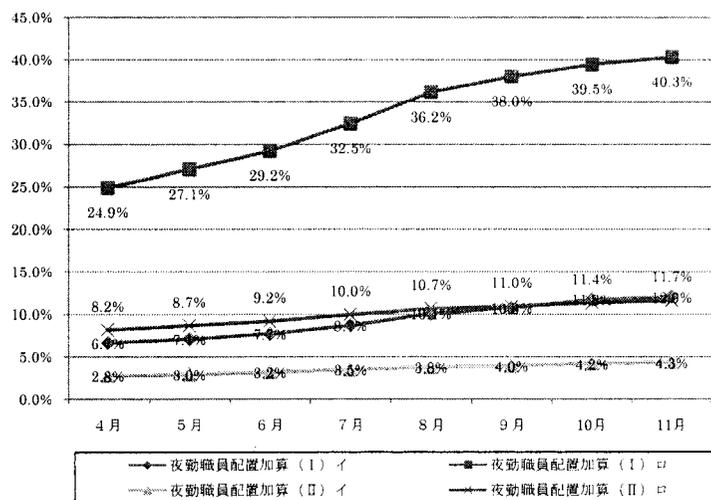
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ〔定員31~50人〕 22単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口〔定員30人又は51人以上〕 13単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ〔ユニット型施設+定員31~50人〕 27単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口〔ユニット型施設+定員30人又は51人以上〕 18単位/日

➢ 算定要件

夜勤を行う介護職員・看護職員の数、最低基準を1人以上上回っている。



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査(平成21年度毎月サービス分)

○看護体制加算の算定割合は、全ての区分でほぼ横ばいとなっており、平成21年11月分では、(Ⅰ)イは18.8%、(Ⅰ)口は64.9%、(Ⅱ)イは13.7%、(Ⅱ)口は41.3%となっている。

【参考】報酬改定の概要

常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価

- 看護体制加算(Ⅰ)イ〔定員31~50人〕 6単位/日
- 看護体制加算(Ⅰ)口〔定員30人又は51人以上〕 4単位/日
- 看護体制加算(Ⅱ)イ〔定員31~50人〕 13単位/日
- 看護体制加算(Ⅱ)口〔定員30人又は51人以上〕 8単位/日

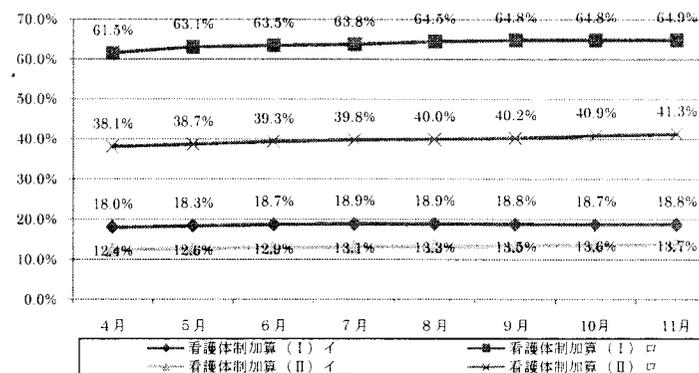
➢ 算定要件

看護体制加算(Ⅰ)：常勤の看護師を1名以上配置していること。

看護体制加算(Ⅱ)：①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置

②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置

③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保



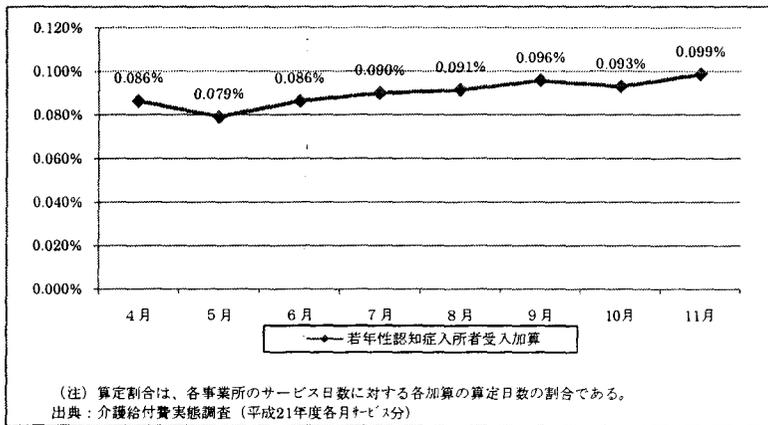
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査(平成21年度毎月サービス分)

○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成21年4月分以降0.08~0.1%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

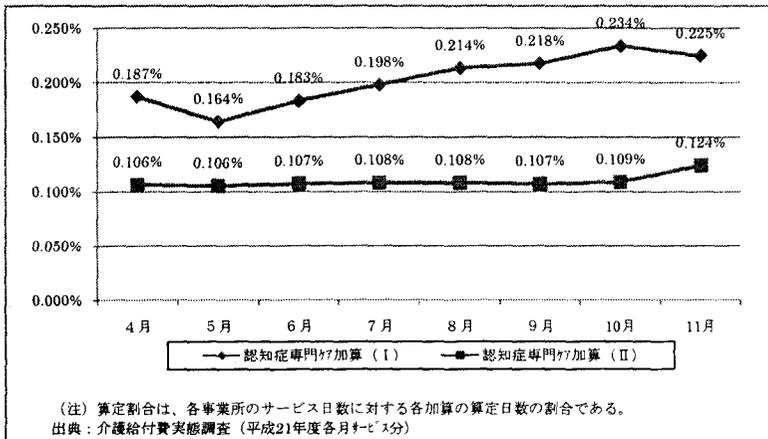
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I)では平成21年5月分以降上昇傾向であり、直近の平成21年11月分では0.23%となっている。
一方、(II)では、0.1%台を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要
認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算 (I) 3単位/日
- 認知症専門ケア加算 (II) 4単位/日

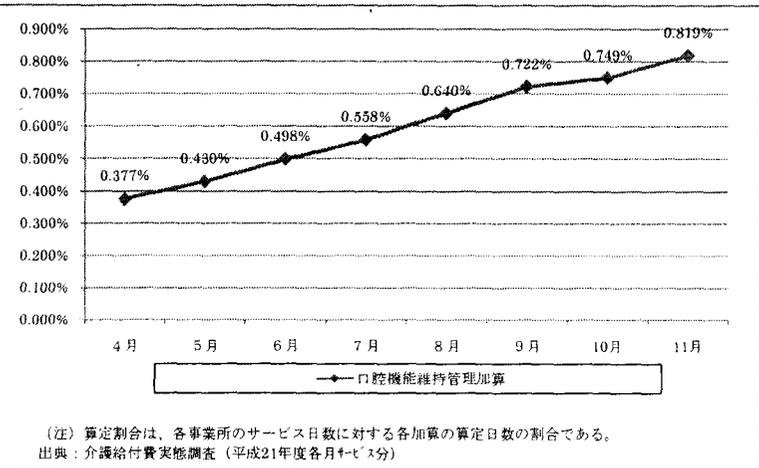


○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.82%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- 口腔機能維持管理加算 30単位/月



N. 介護保健施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護保健施設サービスの費用額対前年同月比は平均7.2%増(平成21年4~9月分)、7.7%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月増加率が平均2.2%増(平成21年4~9月分)、2.4%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.9%増(平成21年4~9月分)、5.2%増(平成21年11月分)で推移

介護保健施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	274.4	273.9	287.8	279.8	290.4	283.4	293.4	294.5	285.3	293.4	285.4
対前年同月比	-	-	4.9%	4.5%	4.9%	5.0%	5.2%	4.8%	5.0%	5.2%	5.2%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分では4.5%、平成21年10月分は96.7%となっている。

- 夜勤職員配置加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では77.5%となっている。

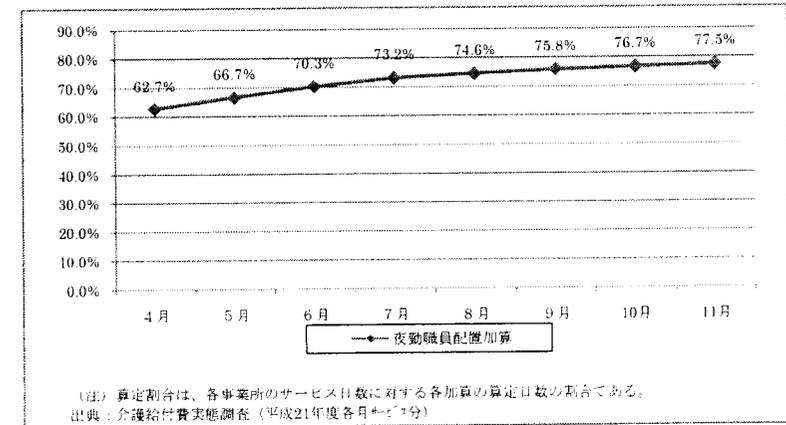
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

➤ 夜勤職員配置加算 24単位/日

➤ 算定要件

- ・41床以上の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②2名を超えて配置
- ・41床未満の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②1名を超えて配置



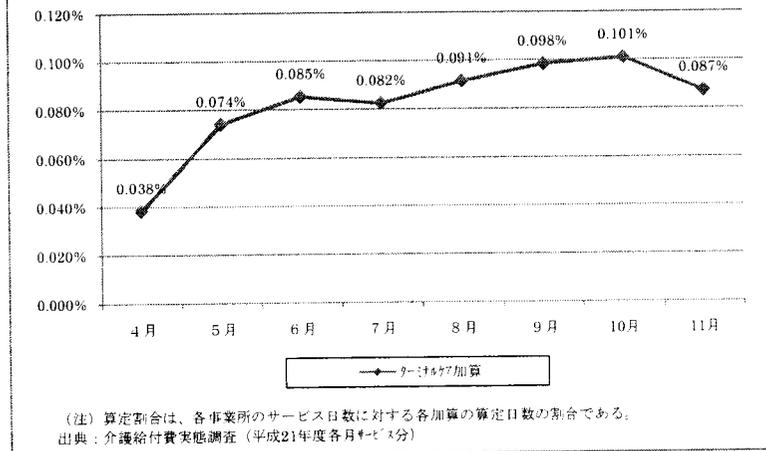
- ターミナルケア加算の算定割合は、平成21年4月分の0.04%から上昇傾向であり、平成21年11月分では0.1%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護老人保健施設における実態を勘案し、看取りの際のケアについて評価

➤ ターミナルケア加算 200単位/日(死亡日以前15~30日)

315単位/日(死亡日以前14日まで)

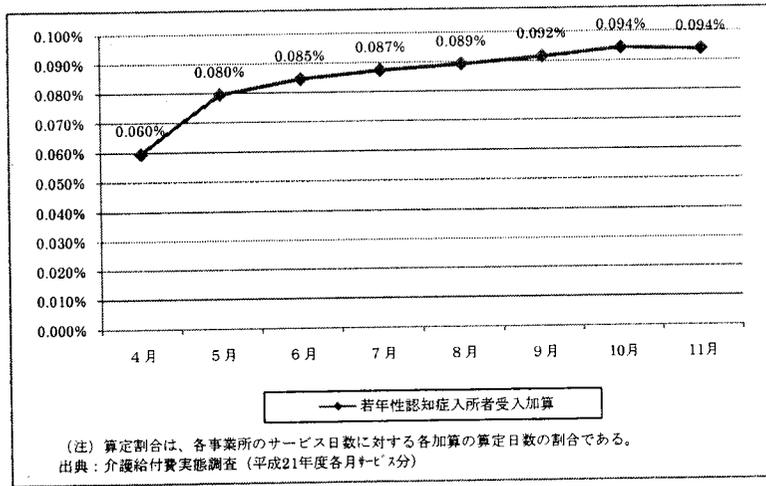


○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降上昇傾向であり、平成 21 年 11 月分では 0.094% となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➢ 若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日



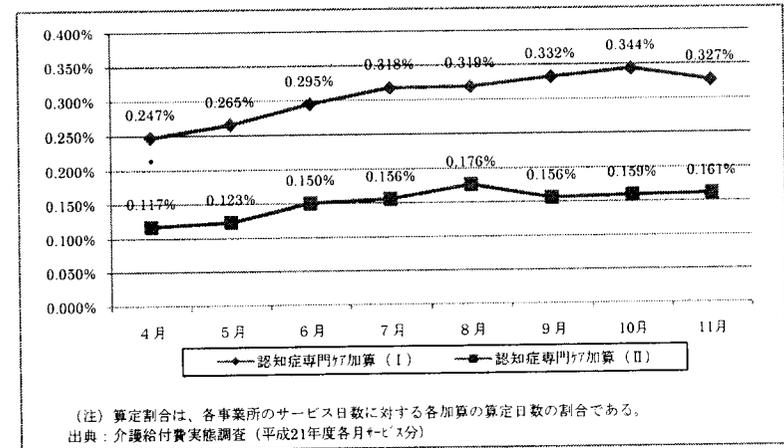
○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I) 及び (II) とともに平成 21 年 4 月分から緩やかに上昇しており、平成 21 年 11 月分では、(I) は 0.33%、(II) は 0.16% となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

➢ 認知症専門ケア加算 (I) 3 単位/日

認知症専門ケア加算 (II) 4 単位/日

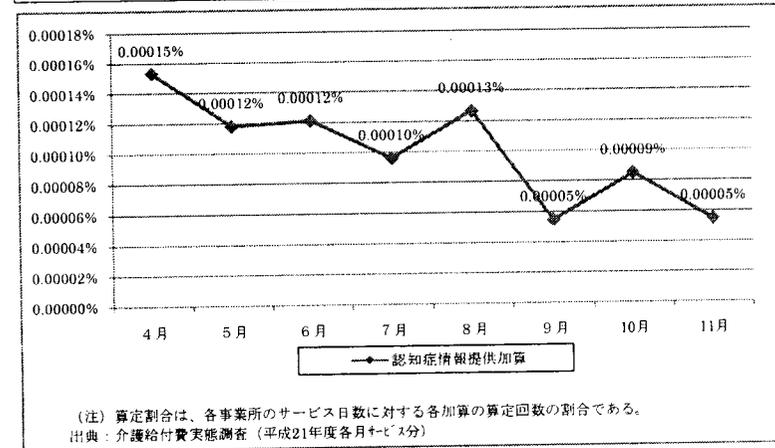


○認知症情報提供加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分から下降傾向であり、平成 21 年 11 月分では、0.00005% となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症の確定診断を促進し、より適切なサービスを提供する観点から、認知症の疑いのある介護老人保健施設入所者を認知症疾患医療センター等に対して紹介することについて評価

➢ 認知症情報提供加算 350 単位/回

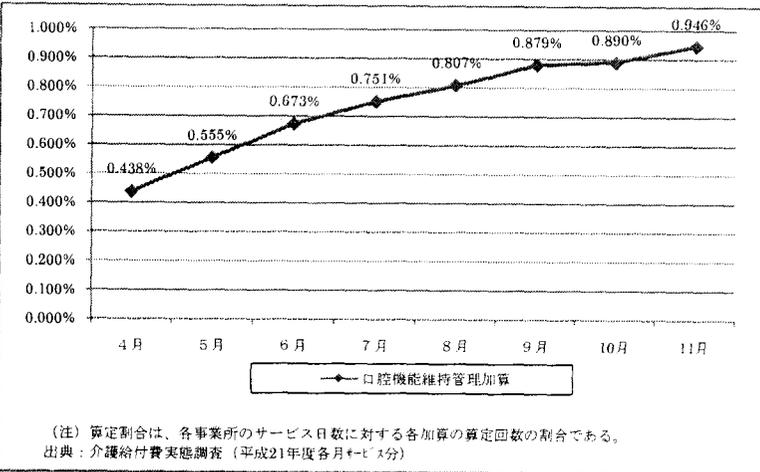


○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降上昇傾向であり、平成 21 年 11 月分では 0.95%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

➢ 口腔機能維持管理加算 30 単位/月



○ 介護療養施設サービス

【受給者数及び費用額等】

○介護療養施設サービスの費用額対前年同月比は平均△9.0%減（平成 21 年 4～9 月分）、△8.9%減（平成 21 年 11 月分）で推移

○受給者数対前年同月比増加率が平均△8.5%減（平成 21 年 4～9 月分）、△8.8%減（平成 21 年 11 月分）で推移

○1人あたり費用額対前年同月比は平均△0.5%減（平成 21 年 4～9 月分）、△0.2%減（平成 21 年 11 月分）で推移

介護療養施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年									
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	390.4	388.5	388.4	380.1	392.0	382.2	395.0	395.9	384.8	396.2	383.8	
対前年同月比	-	-	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.3%	-0.4%	-0.2%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

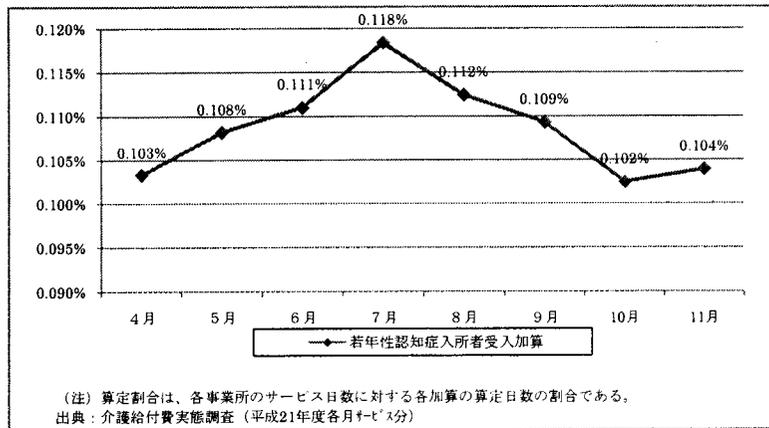
○サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成 21 年 4 月分は 77.9%、平成 21 年 10 月分は 84.0%となっている。

○若年性認知症患者受入加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降 0.10～0.12%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➢ 若年性認知症患者受入加算 120 単位/日

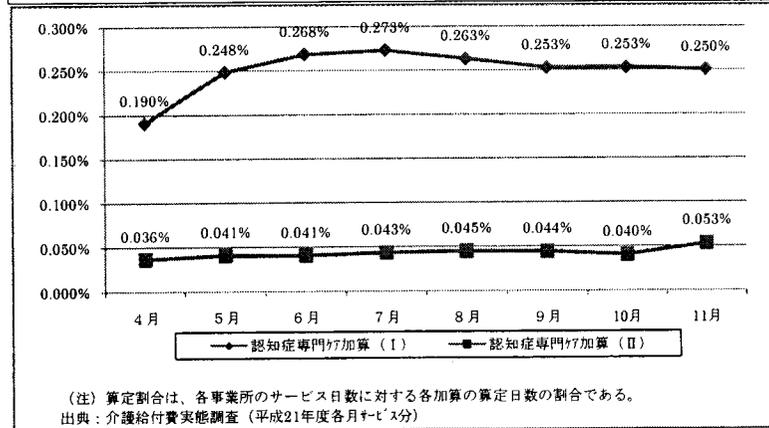


○認知症専門ケア加算の算定割合は、(Ⅰ)では平成21年4月分から上昇後、5月分以降は横ばいで推移し、平成21年11月分は0.25%となっている。一方、(Ⅱ)では4月サービス分以降、若干の増加はみられるものの0.05%以下でほぼ横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日



○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.98%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- 口腔機能維持管理加算 30単位/月

